人権に関する県民意識調査報告書

平成21年(2009年)3月

山口県

一目次一

第一章	調査の概要
1	調査の目的1
2	調査項目1
3	調査の方法1
4	回収状況1
5	回収の属性3
6	調査結果の見方4
第二章	調査結果の分析
1	人権について
	(1) 基本的人権に関する認知度5
	(2) 関心のある基本的人権8
	(3) 山口県人権推進指針の周知度11
	(4) 山口県人権推進指針を知ったきっかけ14
	(5)山口県人権推進指針の内容に対する感想17
	(6) 山口県における人権尊重意識の定着状況20
	(7) 人権を侵害された経験23
	(8) 人権を侵害されたと思った内容26
	(9) 人権を侵害された際の対処法31
2	女性の人権について
	女性に関する人権上の問題点34
3	子どもの人権について
	子どもに関する人権上の問題点38
4	高齢者の人権について
	高齢者に関する人権上の問題点42
5	障害のある人の人権について
	障害のある人に関する人権上の問題点47
6	同和問題について
	(1) 同和問題に関する人権上の問題点52
	(2) 同和問題の解決に必要なこと55
7	外国人の人権について
	外国人に関する人権上の問題点58

;	8	感染症患者等(HIV感染者・患者等)の人権について
		感染症患者等に関する人権上の問題点61
9	9	ハンセン病問題(ハンセン病患者・元患者等)について
		ハンセン病問題に関する人権上の問題点64
1	0	罪や非行を犯した人の人権について
		罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点67
1	1	その他の人権について
		(1) プライバシーの保護に関する人権上の問題点70
		(2) インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応73
		(3) 犯罪被害者に関する人権上の問題点76
1	2	人権教育・啓発の取組
		(1) 啓発活動への接触度81
		(2) 人権に関する取組の今後の条件整備86
		(3) 今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題89
〈参:	考資	<u>資料</u> 〉
<u> </u>	平成	以20年度「人権に関する県民意識調査」調査票93

第一章 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、県民の人権に関する意識を把握し、今後の人権に関する施策を推進する上での基礎資料とする。

2 調査項目

- (1) 人権一般(問1~問4)
- (2) 女性の人権(問5)
- (3) 子どもの人権(問6)
- (4) 高齢者の人権(問7)
- (5) 障害のある人の人権(問8)
- (6) 同和問題(問9~問10)
- (7) 外国人の人権(問11)
- (8) 感染症患者等の人権(問12)
- (9) ハンセン病問題(問13)
- (10) 罪や非行を犯した人の人権(問14)
- (11) その他の人権問題(問15~問17)
- (12) 山口県の人権に関する取組について(問18)
- (13) 人権に関する取組の条件整備(問19)
- (14) 今後取り組むべき人権課題(問20)

3 調査の方法

(1)調査地域

山口県全域

(2)調査対象者及び標本抽出方法

県民意識の地域差を有意義に比較できるようにするため、県内を8つの広域生活圏に分け、各広域生活圏から500人の標本が得られるよう、県内に居住する20歳以上の者を対象として、住民基本台帳から4,000人を無作為抽出法により抽出した。

(3)調査方法

郵送法・無記名方式

(4)調査期間

平成20年9月9日から平成20年9月30日まで

(5) 実施機関

山口県環境生活部人権対策室

4 回収状況

(1) 調査票配布数 4,000票

(2)住所不明による返却数 26票

(3) 回収数 2,316票 回収率 58.3%

(4) 有効回収数 2,293票 有効回収率 57.7%

広域生活圏別回収状況

広域生活圏	調査票 発送数	転居等に よる返却	実調査 対象者数	回収数	回収率 (%)	有効回収数	有効回収率
岩国地域	500	2	498	244	49. 0	243	48. 8
柳井地域	500	2	498	267	53. 6	266	53. 4
周南地域	500	4	496	275	55. 4	274	55. 2
山口・防府地域	500	8	492	256	52. 0	255	51.8
宇部・小野田地域	500	1	499	257	51.5	256	51.3
下関地域	500	7	493	243	49. 3	242	49. 1
長門地域	500	1	499	248	49. 7	248	49. 7
萩地域	500	1	499	270	54. 1	267	53. 5
地域無回答	_	_	_	256	_	242	_
全体	4, 000	26	3, 974	2, 316	58. 3	2, 293	57. 7

調査票の「性別」、「年齢」、「職業」、「居住市町」の回答をもとに集計したが「広域生活圏区域別」については、次の基準で集計した。

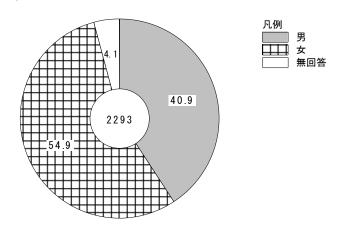
広域生活圏別

広域生活圏区域	該当市区町
岩国地域	岩国市、和木町
柳井地域	柳井市、周防大島町、上関町、平生町
周南地域	下松市、光市、周南市、田布施町
山口・防府地域	山口市、防府市、阿東町
宇部・小野田地域	宇部市、美袮市、山陽小野田市
下関地域	下関市
長門地域	長門市
萩地域	萩市、阿武町

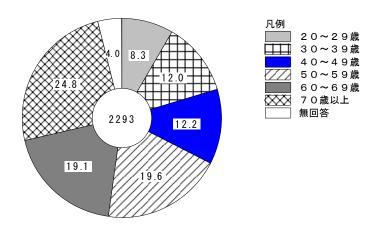
市町の分類は、山口県の行政区域を用いることとし、広域生活圏別については、山口県未来デザイン 21に掲げる県内8つの圏域ごとにまとめて集計した。

5 回収の属性

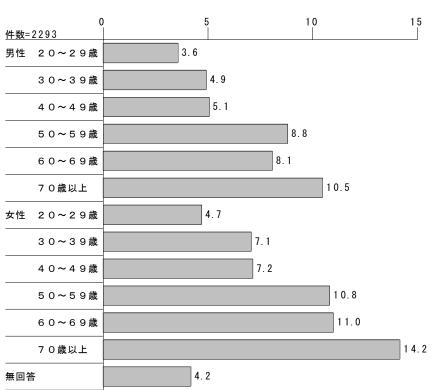
(1)性別



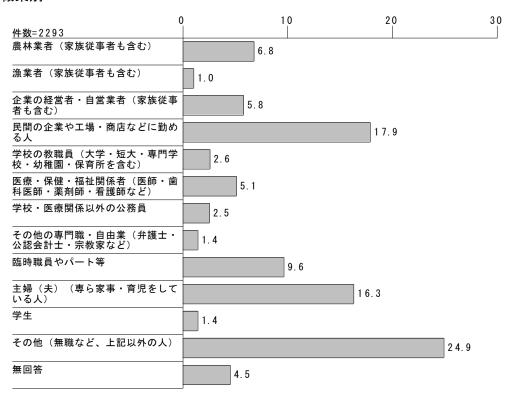
(2)年齡別



(3)性•年齢別



(4) 職業別



6 調査結果の見方

- (1) 本文及び図中に示した調査結果の数値は百分比(%)で示してある。これらの数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が100.0%とならない場合がある。
- (2) 複数の回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えることがある。
- (3) 報告書中の図表では、コンピューター入力の都合上、回答選択肢の表現を短縮している場合がある。
- (4) 選択肢の中から回答可能数 (「✔は1つ」、「✔は3つまで」等) を超えている場合は、「無効」として 集計した。

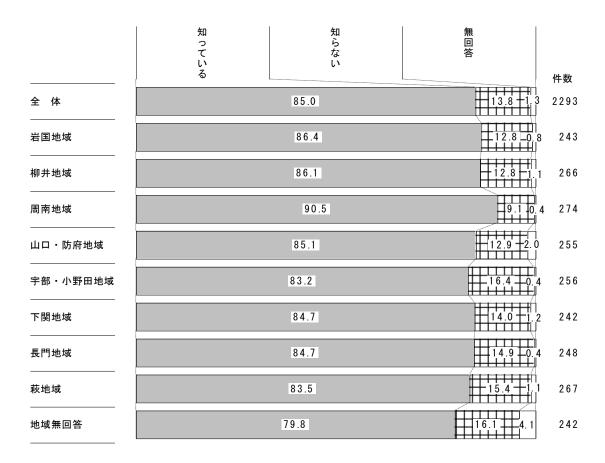
第二章 調査結果の分析

1 人権について

(1)基本的人権に関する認知度

問1 あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。(**√**は1つ)

図1-1 基本的人権に関する認知度(広域生活圏別)



基本的人権は侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることを、「知っている」が 85.0%と8割を超えている。

広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「知っている」が8割を超え、周南地域では90.5%と9割を超え高くなっている。

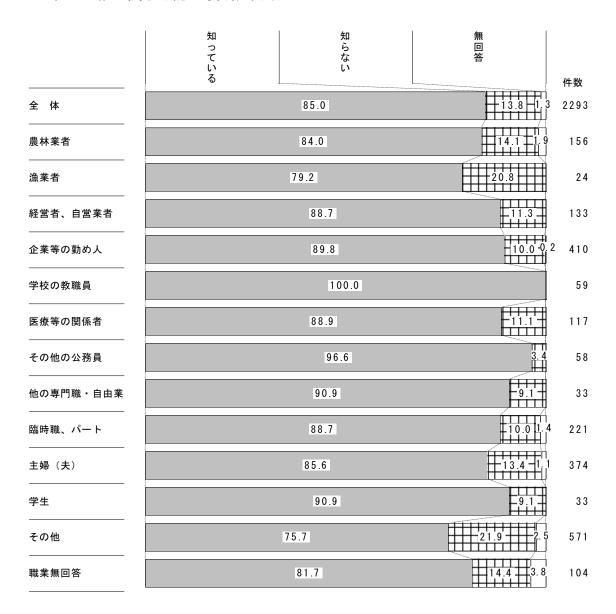
また、平成19年6月に内閣府が実施した全国調査では、「知っている」が77.8%で、本県の方が7.2 ポイント高くなっている。

図1-2 基本的人権に関する認知度(性・年齢別)

	知 っ て い る	無 回 答
全 体	85.0	件数
	00.0	
男性	88.1	11.4 0.5 938
女性	82.8	15.6 - 1.7 1260
性別無回答	83.2	13.7 3.2 95
20~29歳	85.3	14.7
30~39歳	91.6	8.00.4 275
40~49歳	89.3	10.40.4 280
50~59歳	88.9	10.7.0.4 450
60~69歳	84.4	14.4 - 1.1 437
7 0歳以上	77.2	19.7 3.2 569
年齢無回答	82.6	15.2 - 2.2

基本的人権に関する認知度について年齢別に見ると、70歳以上を除くすべての年齢で「知っている」 との回答が8割を超え、30~39歳では91.6%と9割を超え高くなっている。

図1-3 基本的人権に関する認知度(職業別)



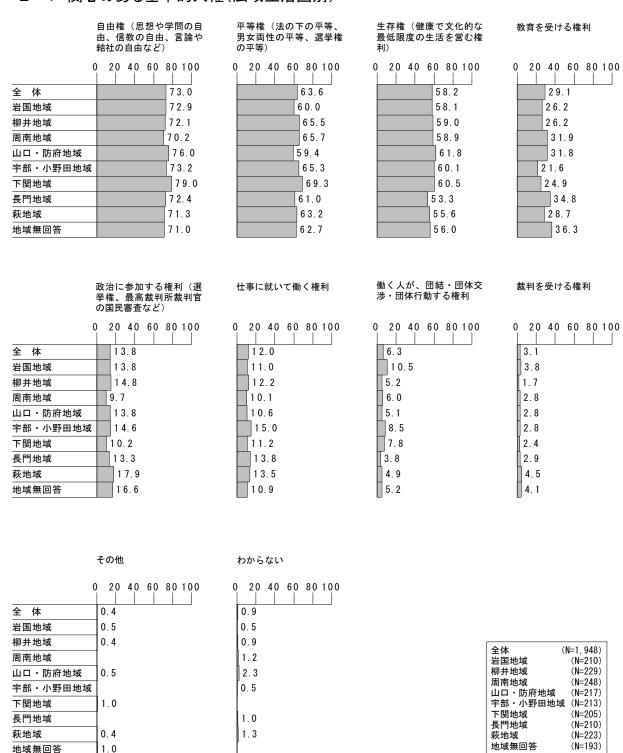
基本的人権に関する認知度について職業別に見ると、「知っている」との回答が、漁業者とその他を除くすべての職業で8割を超えており、特に学校の教職員は100.0%、その他の公務員では96.6%と高くなっている。

(2)関心のある基本的人権

【問1で「1知っている」を選んだ人のみ回答】

問 1-2 憲法で保障されている基本的人権のうち、あなたが日常生活の中で、特に関心をもっているものはどれですか。(✓は3つまで)

図1-2-1 関心のある基本的人権(広域生活圏別)

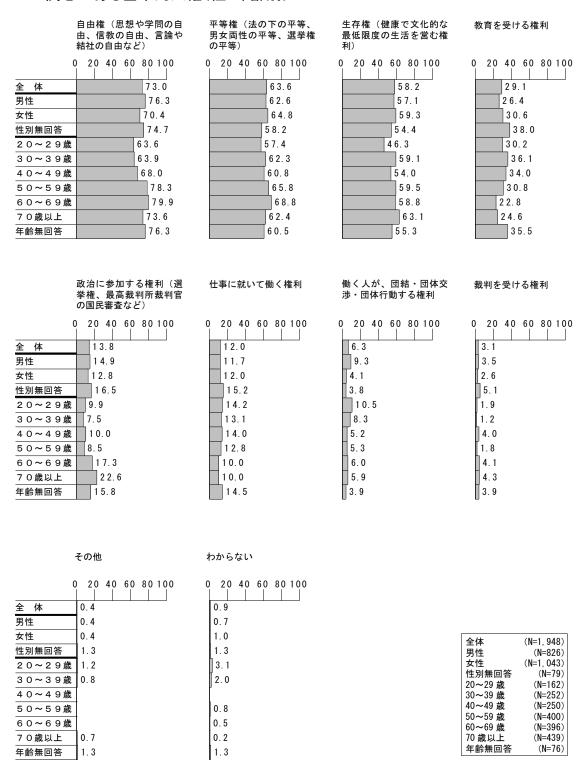


8項目の基本的人権の中で、最も関心が高かったのは、「自由権(思想や学問の自由、信教の自由、言論や結社の自由など)」で73.0%、次いで「平等権(法の下の平等、男女両性の平等、選挙権の平等)」(63.6%)、「生存権(健康で文化的な最低限度の生活を営む権利)」(58.2%)となっており、3項目と

も5割を超えている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「自由権(思想や学問の自由、信教の自由、言論や結社の自由など)」が7割を超えており、最も割合の高い項目となっている。「平等権(法の下の平等、男女両性の平等、選挙権の平等)」では、山口・防府地域を除くすべての広域生活圏で6割を超え、「生存権(健康で文化的な最低限度の生活を営む権利)」においてもすべての広域生活圏で5割を超えている。

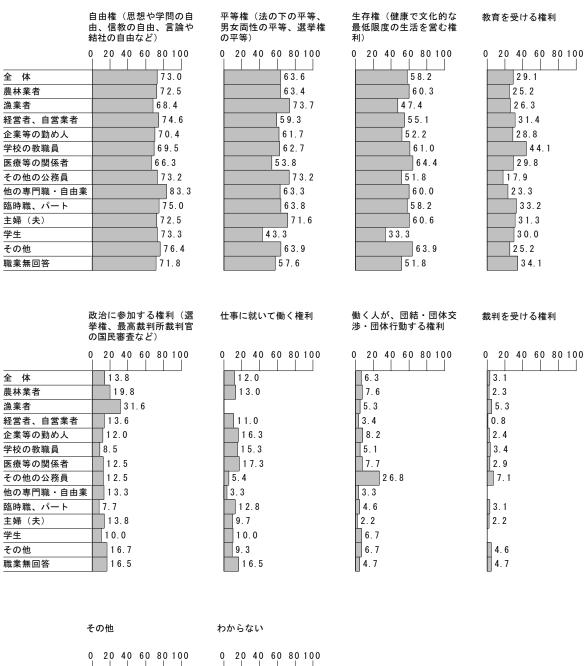
図1-2-2 関心のある基本的人権(性・年齢別)

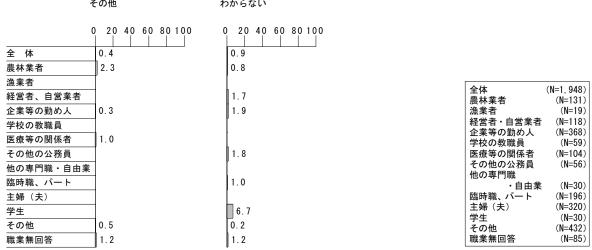


関心のある基本的人権について年齢別に見ると、「自由権(思想や学問の自由、信教の自由、言論や結社の自由など)」では、60~69歳(79.9%)、50~59歳(78.3%)が約8割と高くなっている。「生存権

(健康で文化的な最低限度の生活を営む権利)」では、70歳以上が6割を超えている。また、「政治に参加する権利(選挙権、最高裁判所裁判官の国民審査など)」においても、70歳以上で22.6%と2割を超え、他の年齢に比べ高くなっている。

図1-2-3 関心のある基本的人権(職業別)



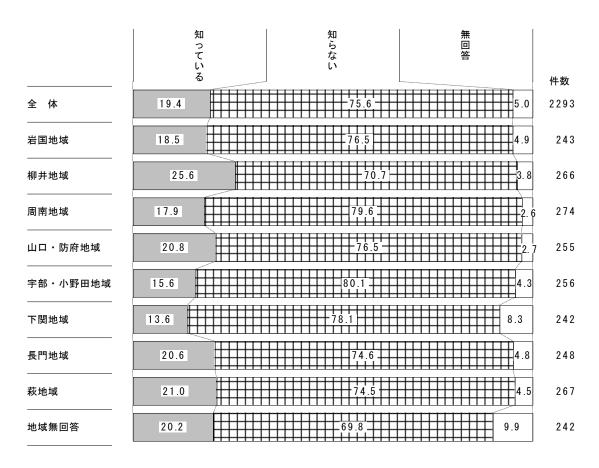


関心のある基本的人権について職業別に見ると、「自由権(思想や学問の自由、信教の自由、言論や結社の自由など)」が、漁業者を除くすべての職業で、最も高い割合の項目となっており、他の専門職・自由業では83.3%と8割を超えている。「平等権(法の下の平等、男女両性の平等、選挙権の平等)」では、学生が43.3%と他の職業に比べて低く、最も高い割合の漁業者(73.7%)と比べると、30.4ポイントの差が見られる。「教育を受ける権利」では学校の教職員(44.1%)、「政治に参加する権利(選挙権、最高裁判所裁判官の国民審査など)」では漁業者(31.6%)、「働く人が、団結・団体交渉・団体行動する権利」ではその他の公務員(26.8%)が他の職業に比べ高くなっている。

(3)山口県人権推進指針の周知度

問2 山口県では、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するため、平成14年(2002年)3月に「山口県人権推進指針」を策定し、これに基づき人権諸施策を推進していますが、あなたはこの「山口県人権推進指針」を知っていますか。(✓は1つ)

図2-1 山口県人権推進指針の周知度(広域生活圏別)

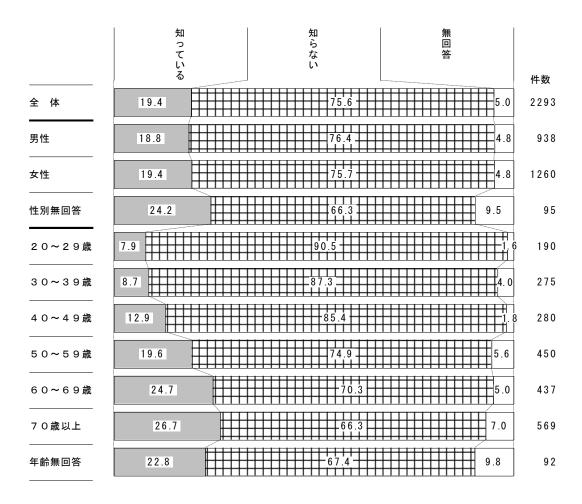


山口県人権推進指針を「知っている」と回答した人は19.4%で2割に満たない。

また、広域生活圏別に見ても、すべての広域生活圏において、「知らない」が7割を超え、周知度が低い傾向にある。

「知っている」が2割を超えているのは、柳井地域(25.6%)、萩地域(21.0%)、山口・防府地域(20.8%)、長門地域(20.6%)となっており、周知度が最も高い柳井地域(25.6%)と最も低い下関地域(13.6%)では12.0ポイントの差が見られる。

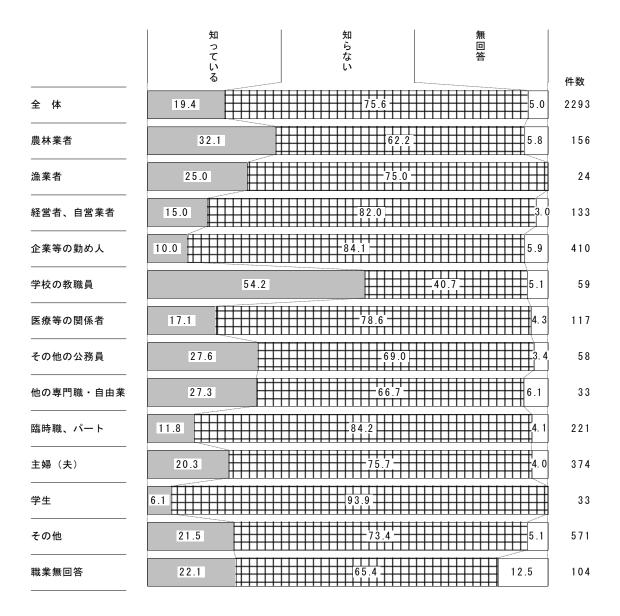
図2-2 山口県人権推進指針の周知度(性・年齢別)



山口県人権推進指針の周知度について年齢別に見ると、年齢が高くなるにつれ、「知っている」の割合が高くなる傾向が見られ、70歳以上(26.7%)、60~69歳(24.7%)で2割を超えている。

また、周知度の最も高い 70 歳以上と最も低い 20~29 歳 (7.3%) を比べると 18.8 ポイントの差が見られる。

図2-3 山口県人権推進指針の周知度(職業別)



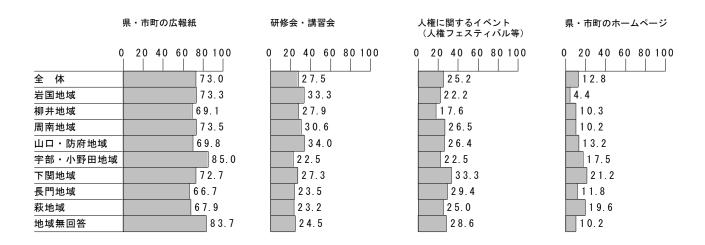
山口県人権推進指針の周知度について職業別に見ると、「知っている」が、学校の教職員で54.2%と5割、農林業者で32.1%と3割を超え高い割合となっているのに対し、学生では6.1%と1割に満たない。

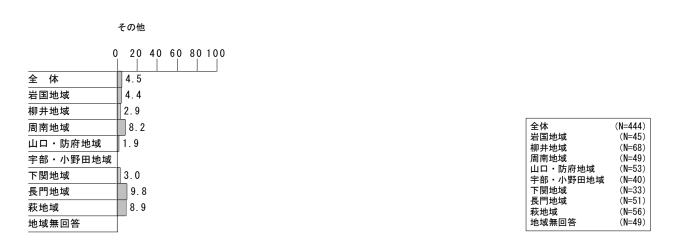
(4)山口県人権推進指針を知ったきっかけ

【問2で「1知っている」を選んだ人のみ回答】

(1) あなたが、山口県人権推進指針を知ったきっかけは何からですか。(√はいくつでも)

図2-1-1 山口県人権推進指針を知ったきっかけ(広域生活圏別)

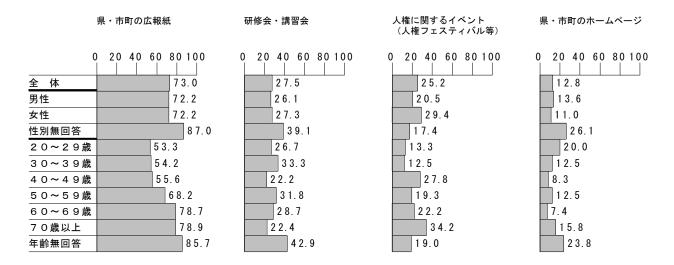


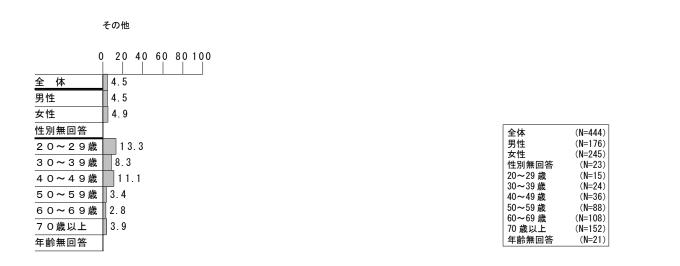


山口県人権推進指針を知ったきっかけは、「県・市の広報紙」が73.0%と7割を超えている。 また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「県・市町の広報紙」との回答が高く、 宇部・小野田地域では85.0%と8割を超えている。

「研修会・講習会」では、山口・防府地域(34.0%)、岩国地域(33.3%)、周南地域(30.6%)で3割を超えている。「人権に関するイベント(人権フェスティバル等)」では下関地域(33.3%)、「県・市町のホームページ」では下関地域(21.2%)が他の広域生活圏に比べ高くなっている。

図2-1-2 山口県人権推進指針を知ったきっかけ(性・年齢別)

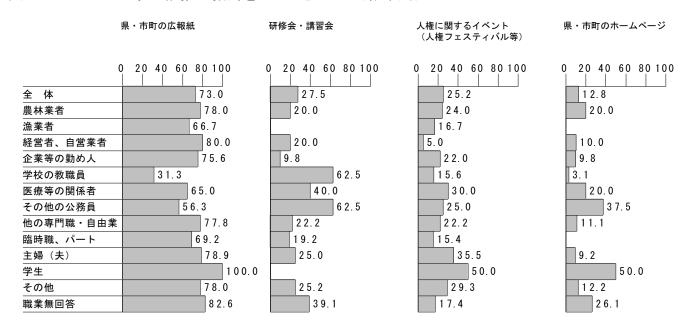


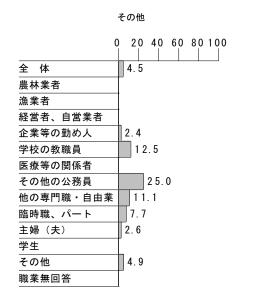


山口県人権推進指針を知ったきっかけについて年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「県・市町の広報紙」が最も割合の高い項目となっており70歳以上(78.9%)、 $60\sim69$ 歳(78.7%)では約8割となっている。

「研修会・講習会」では、 $30\sim39$ 歳(33.3%)、 $50\sim59$ 歳(31.8%)で3割を超えている。「人権に関するイベント(人権フェスティバル等)」では、70歳以上(34.2%)が他の年齢に比べ高くなっている。

図2-1-3 山口県人権推進指針を知ったきっかけ(職業別)





全体	(N=444)
農林業者	(N=50)
漁業者	(N=6)
経営者・自営業者	(N=20)
企業等の勤め人	(N=41)
学校の教職員	(N=32)
医療等の関係者	(N=20)
その他の公務員	(N=16)
他の専門職	
・自由業	(N=9)
臨時職、パート	(N=26)
主婦(夫)	(N=76)
学生	(N=2)
その他	(N=123)
職業無回答	(N=23)

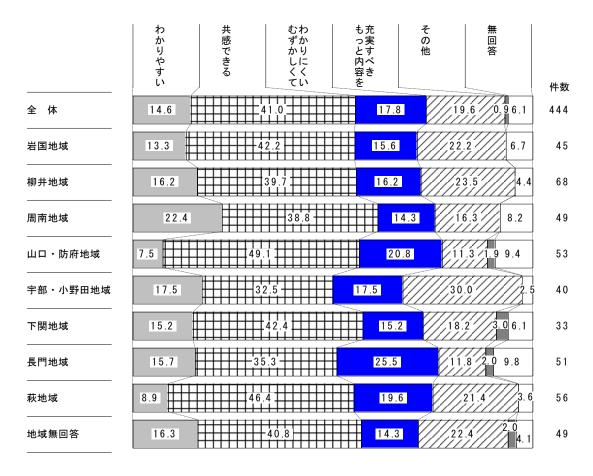
山口県人権推進指針を知ったきっかけについて職業別に見ると、「県・市町の広報紙」との回答が最も 高い職業がほとんどであるのに対し、学校の教職員とその他の公務員は「研修会・講習会」が最も高い 項目となっており、6割を超えている。

学生では、「人権に関するイベント (人権フェスティバル等)」、「県・市町のホームページ」との回答 が他の職業に比べ高くなっている。

(5)山口県人権推進指針の内容に対する感想

(2) 山口県人権推進指針について、どのように思いましたか。(✓は1つ)

図2-2-1 山口県人権推進指針の内容に対する感想(広域生活圏別)



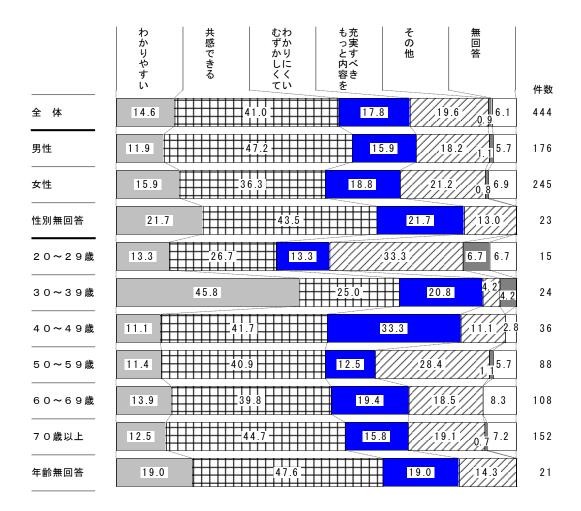
山口県人権推進指針の内容について、「共感できる」が 41.0%、「わかりやすい」が 14.6%で、両回答を合わせると 5割を超える者が理解を示している。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「共感できる」との回答が高く、山口・防府地域(49.1%)で最も高くなっている。

「わかりやすい」と「共感できる」を合わせた割合が最も高い周南地域(61.2%)と最も低い宇部・小野田地域(50.0%)では11.2 ポイントの差が見られる。

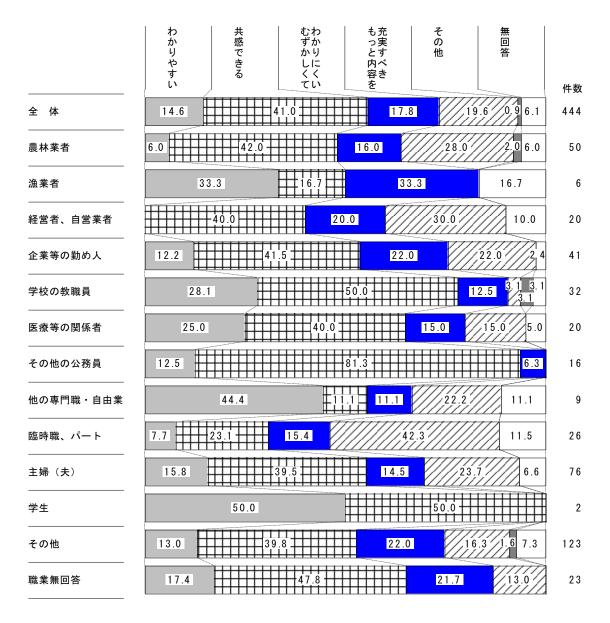
また、「むずかしくてわかりにくい」では長門地域(25.5%)、「もっと内容を充実すべき」では宇部・ 小野田地域(30.0%)が他の広域生活圏に比べ高くなっている。

図2-2-2 山口県人権推進指針の内容に対する感想(性・年齢別)



山口県人権推進指針の内容に対する感想について年齢別に見ると、「わかりやすい」と「共感できる」を合わせた回答では、 $30\sim39$ 歳(70.8%)が $7割を超え高くなっている。反対に「むずかしくてわかりにくい」では <math>40\sim49$ 歳 (33.3%)が $3割を超えている。「もっと内容を充実すべき」では <math>20\sim29$ 歳 (33.3%)が他の年齢に比べ高い割合となっている。

図2-2-3 山口県人権推進指針の内容に対する感想について(職業別)



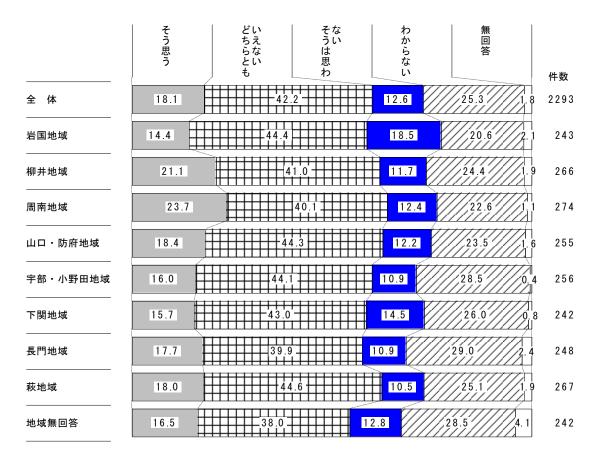
山口県人権推進指針の内容に対する感想について職業別に見ると、「わかりやすい」と「共感できる」を合わせた割合が、その他の公務員で93.8%と9割を超え、次いで、学校の教職員で78.1%と約8割となっている。

「むずかしくてわかりにくい」では漁業者(33.3%)、「もっと内容を充実すべき」は臨時職、パート(42.3%)が他の職業に比べ高くなっている。

(6)山口県における人権尊重意識の定着状況

問3 今の山口県は、人権が尊重された県になっていると思いますか。あなたの気持ちに一番近いものをお答えください。(√は1つ)

図3-1 山口県における人権尊重意識の定着状況(広域生活圏別)

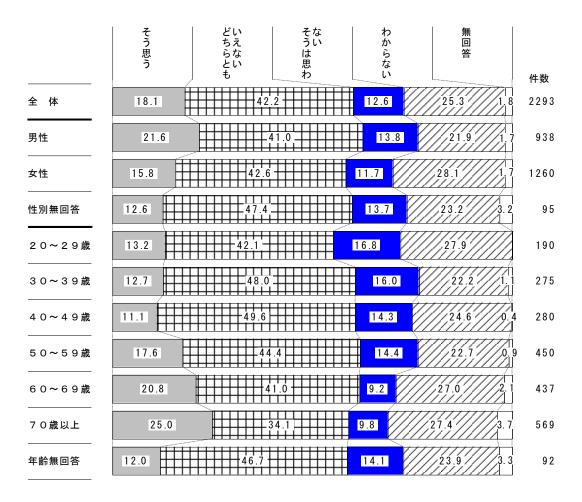


今の山口県は、人権が尊重された県になっていると思うかという質問に対し、「どちらともいえない」 (42.2%) が「そう思う」(18.1%) を大きく上回り、4割を超えている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「どちらともいえない」との回答が最 も高くなっている。

「そう思う」では周南地域 (23.7%)、柳井地域 (21.1%)、「そうは思わない」では岩国地域 (18.5%) が他の広域生活圏に比べ高くなっている。

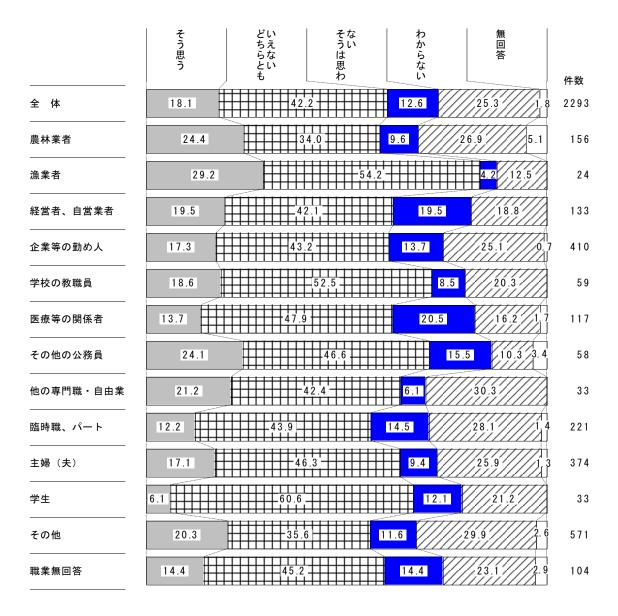
図3-2 山口県における人権尊重意識の定着状況(性・年齢別)



山口県における人権尊重意識の定着状況について年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「どちらともいえない」が最も高くなっている。

「そう思う」では、70歳以上(25.0%)、60~69歳(20.8%)が2割を超えている。

図3-3 山口県における人権尊重意識の定着状況(職業別)



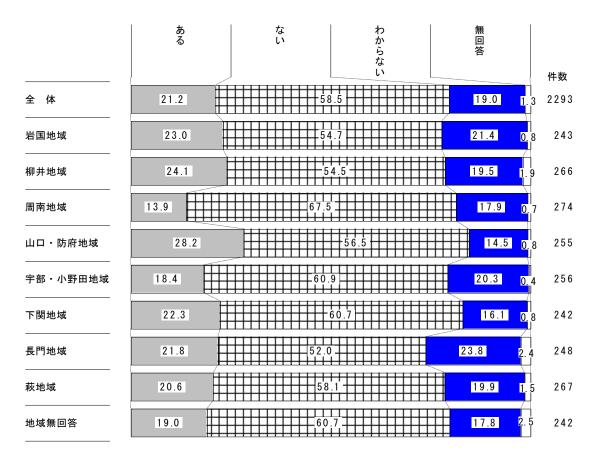
山口県における人権尊重意識の定着状況について職業別に見ると、「そう思う」が漁業者 (29.2%)、 農林業者 (24.4%)、その他の公務員 (24.1%)、他の専門職・自由業 (21.2%)、その他 (20.3%) で 2 割を超えているのに対し、学生では 6.1% と 1 割に満たない。

「そうは思わない」では医療等の関係者(20.5%)が2割を超え、他の職業に比べ高くなっている。

(7)人権を侵害された経験

問4 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。 (**√**は1つ)

図4-1 人権を侵害された経験(広域生活圏別)



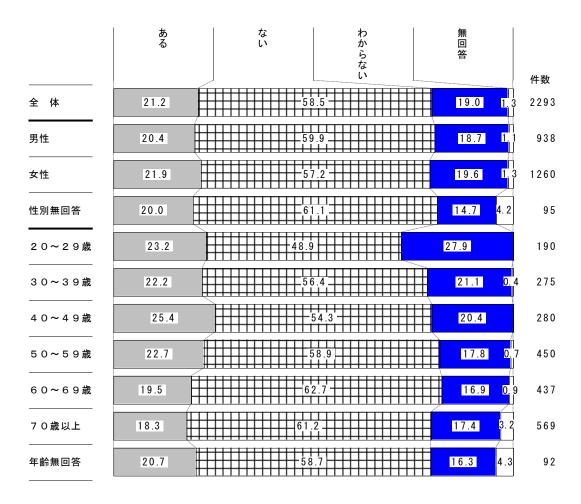
人権侵害の経験では、「ない」と回答した人が 58.5% と 5 割を超え、「ある」(21.2%) を大きく上回っている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「ない」が5割を超え、周南地域では67.5%と約7割となっている。

「ある」との回答は、周南地域と宇部・小野田地域を除く地域で2割を超え、最も高い割合の山口・防府地域(28.2%)と最も低い周南地域(13.9%)では14.3ポイントの差が見られる。

また、「わからない」がすべての広域生活圏で2割前後となっている。

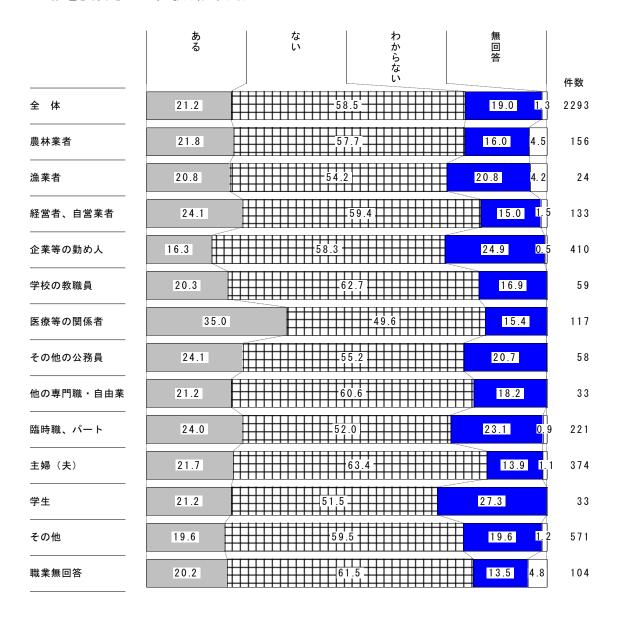
図4-2 人権を侵害された経験(性・年齢別)



人権を侵害された経験の有無について年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「ない」との回答が高く $60\sim69$ 歳(62.7%)、70歳以上(62.2%)では6割を超えている。

「ある」が最も高いのは、40~49歳(25.4%)となっている。

図4-3 人権を侵害された経験(職業別)



人権を侵害された経験の有無について職業別に見ると、「ある」が、医療等の関係者で35.0%と3割を超えているのに対し、企業等の勤め人では16.3%と2割に満たない。

「ない」との回答は、主婦(夫)(63.4%)、学校の教職員(62.7%)、他の専門職・自由業(60.6%)で6割を超えている。

(8)人権を侵害されたと思った内容

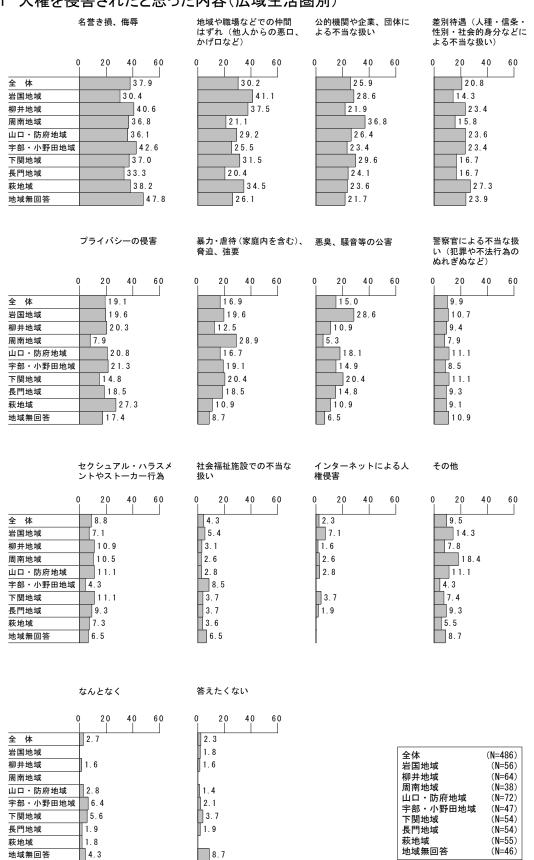
【問4で「1ある」を選んだ人のみ回答】

地域無回答

4.3

あなたが侵害されたと思った内容はどのようなものでしたか。(√はいくつでも) (1)

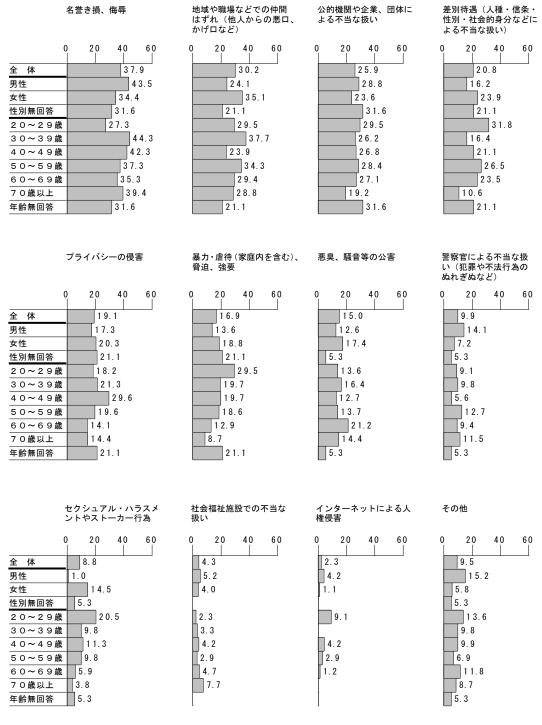
図4-2-1 人権を侵害されたと思った内容(広域生活圏別)

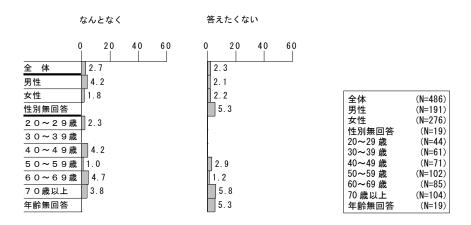


人権侵害の内容では、「名誉き損、侮辱」が37.9%と最も高く、次いで「地域や職場などでの仲間はずれ(他人からの悪口、かげ口など)」(30.2%)、「公的機関や企業、団体による不当な扱い」(25.9%)となっている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「名誉き損、侮辱」が3割を超えており、宇部・小野田地域(42.6%)、柳井地域(40.6%)では4割を超えている。「地域や職場などでの仲間はずれ(他人からの悪口、かげ口など)」では岩国地域(41.1%)、「公的機関や企業、団体による不当な扱い」では周南地域(36.8%)、「差別待遇(人種・信条・差別・社会的身分などによる不当な扱い)」では萩地域(27.3%)、「プライバシーの侵害」では萩地域(27.3%)、「暴力・虐待(家庭内を含む)、脅迫、強要」では周南地域(28.9%)、「悪臭、騒音等の公害」では岩国地域(28.6%)が他の広域生活圏に比べ高くなっている。

図4-2-2 人権を侵害されたと思った内容(性・年齢別)



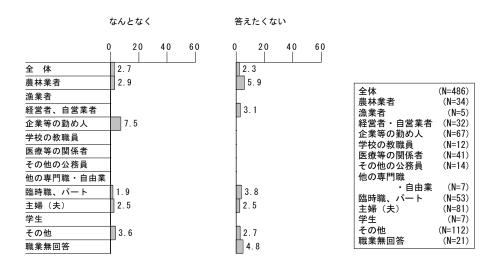


人権を侵害されたと思った内容について年齢別に見ると、「名誉き損、侮辱」では、 $30\sim39$ 歳(44.3%)、 $40\sim49$ 歳(42.3%)が4割を超えているのに対し、 $20\sim29$ 歳では27.3%と3割に満たない

「地域や職場などでの仲間はずれ (他人からの悪口、かげ口など)」では $30\sim39$ 歳 (37.7%)、「差別 待遇 (人種・信条・差別・社会的身分などによる不当な扱い)」では $20\sim29$ 歳 (31.8%)、「プライバシーの侵害」では $40\sim49$ 歳 (29.6%)、「暴力・虐待 (家庭内を含む)、脅迫、強要」では $20\sim29$ 歳 (29.5%)、「悪臭、騒音などの公害」では $60\sim69$ 歳 (21.2%)、セクシャル・ハラスメントやストーカー行為」では $20\sim29$ 歳 (20.5%) が他の年齢に比べ高くなっている。

図4-2-3 人権を侵害されたと思った内容(職業別)





人権を侵害されたと思った内容について職業別に見ると、「名誉き損、侮辱」では学校の教職員(58.3%)、経営者、自営業者(53.1%)、その他の公務員(50.0%)、「地域や職場などでの仲間はずれ(他人からの悪口、かげ口など)」では他の専門職・自由業(57.1%)、「差別待遇(人種・信条・差別・社会的身分などによる不当な扱い)」では他の専門職・自由業(57.1%)、学校の教職員(50.0%)で5割を超えている。

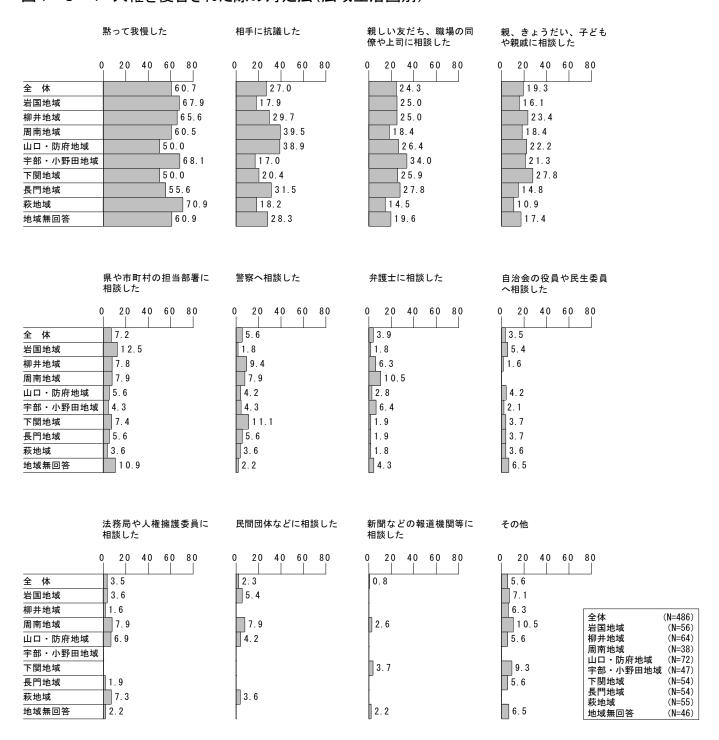
また、「公的機関や企業、団体による不当な扱い」では他の専門職・自由業 (42.9%)、「プライバシーの侵害」では学校の教職員 (41.7%)、医療等の関係者 (36.6%)、「警察官による不当な扱い(犯罪や不法行為のぬれぎぬなど)」ではその他の公務員 (28.6%)、「セクシャル・ハラスメントやストーカー行為」では学校の教職員 (33.3%)、「社会福祉施設での不当な扱い」では漁業者 (40.0%) が他の職業に比べ高くなっている。

(9)人権を侵害された際の対処法

【問4で「1ある」を選んだ人のみ回答】

(2) そのとき、あなたはどうされましたか。(√はいくつでも)

図4-3-1 人権を侵害された際の対処法(広域生活圏別)



人権を侵害された際の対処としては、「黙って我慢した」が 60.7%と最も高く、次いで「相手に抗議した」(27.0%)、「親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した」(24.3%)の順となっているが、公的機関である「県や市町村の担当部署に相談した」(7.2%)、「警察へ相談した」(5.6%)、「法務局や人権擁護委員に相談した」(3.5%)などは1割に満たない。

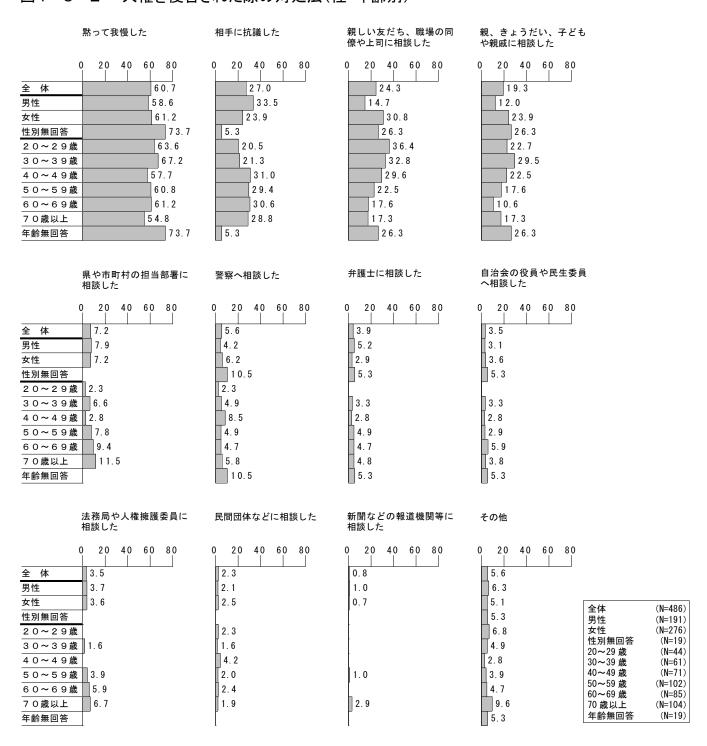
また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「黙って我慢した」との回答が5割を

超え、最も高く、萩地域では70.9%と7割を超えている。

「相手に抗議した」では周南地域(39.5%)、山口・防府地域(38.9%)、「親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した」では宇部・小野田地域(34.0%)が3割を超え、他の広域生活圏に比べ高くなっている。

また、「県や市町村の担当部署に相談した」では岩国地域(12.5%)、「警察へ相談した」では下関地域(11.1%)、「弁護士に相談した」では周南地域(10.5%)で1割を超えている。

図4-3-2 人権を侵害された際の対処法(性・年齢別)

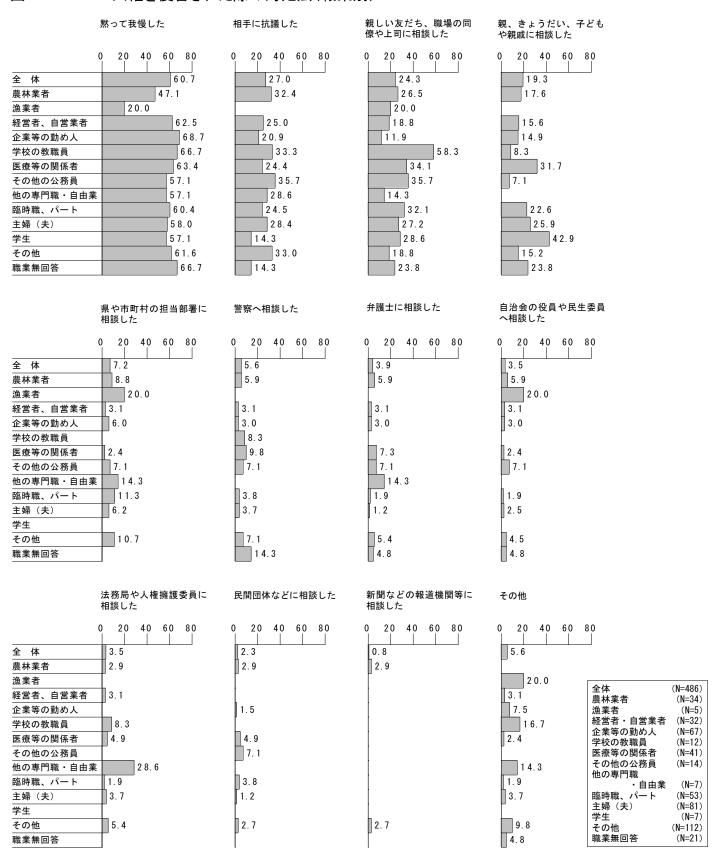


人権を侵害された際の対処法について年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「黙って我慢した」 との回答が最も高くなっている。

「相手に抗議した」では、40~49 歳(31.0%)、60~69 歳(30.6%)、「親しい友だち、職場の同僚や上

司に相談した」では $20\sim29$ 歳(36.4%)、 $30\sim39$ 歳(32.8%)が $3割を超えている。「親、きょうだい、子どもや親戚に相談した」では、<math>30\sim39$ 歳(29.5%)が他の年齢に比べ高くなっている。

図4-3-3 人権を侵害された際の対処法(職業別)



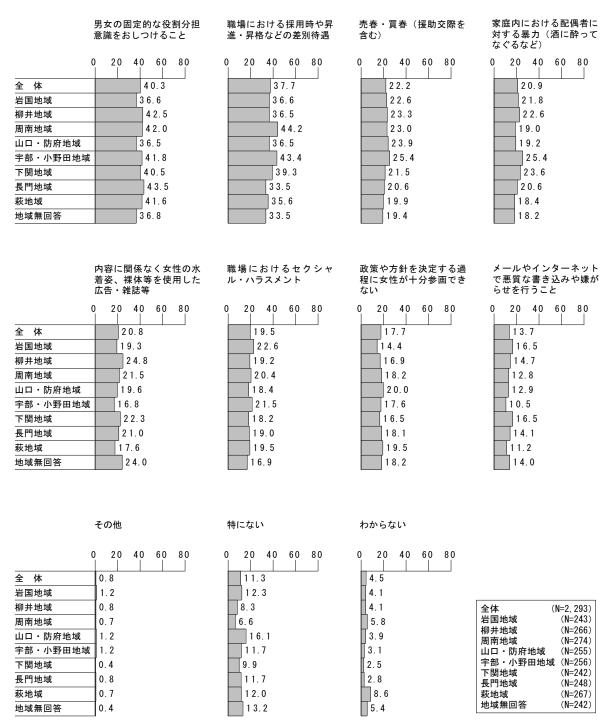
人権を侵害された際の対処法について職業別に見ると、いずれの職業においても、「黙って我慢した」 との回答が高くなっているが、回答割合を見ると、6割を超えている職業が多いのに対し、漁業者では 20.0%と2割にとどまっている。「親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した」では、学校の教職員 (58.3%) が5割を超え高く、企業等の勤め人 (11.9%) と 46.4 ポイントの差が見られる。

「親、きょうだい、子どもや親戚に相談した」では学生(42.9%)、「法務局や人権擁護委員に相談した」では他の専門職・自由業(28.6%)が他の職業に比べ高くなっている。

2 女性の人権について

問5 あなたは、女性に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(**✓**は3つまで)

図5-1 女性に関する人権上の問題点(広域生活圏別)

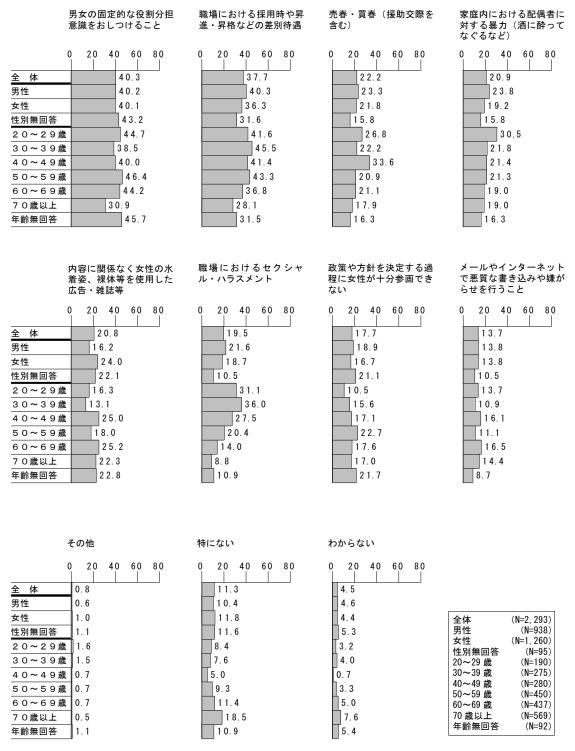


女性に関する人権上の問題点については、「男女の固定的な役割分担意識をおしつけること」が4割と最も高く、次いで「職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇」となっており、「売春・買春(援助交際を含む)」、「家庭内における配偶者に対する暴力(酒に酔ってなぐるなど)」、「内容に関係なく、女性の水着姿、裸体等を使用した広告・雑誌等」や「職場におけるセクシャル・ハラスメント」などが2割前後となっている。

また、広域生活圏別に見ると、「男女の固定的な役割分担意識をおしつけること」、「職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇」では、いずれの広域生活圏においても3割を超え高い割合となっており、周南地域と宇部・小野田地域では両項目とも4割を超えている。

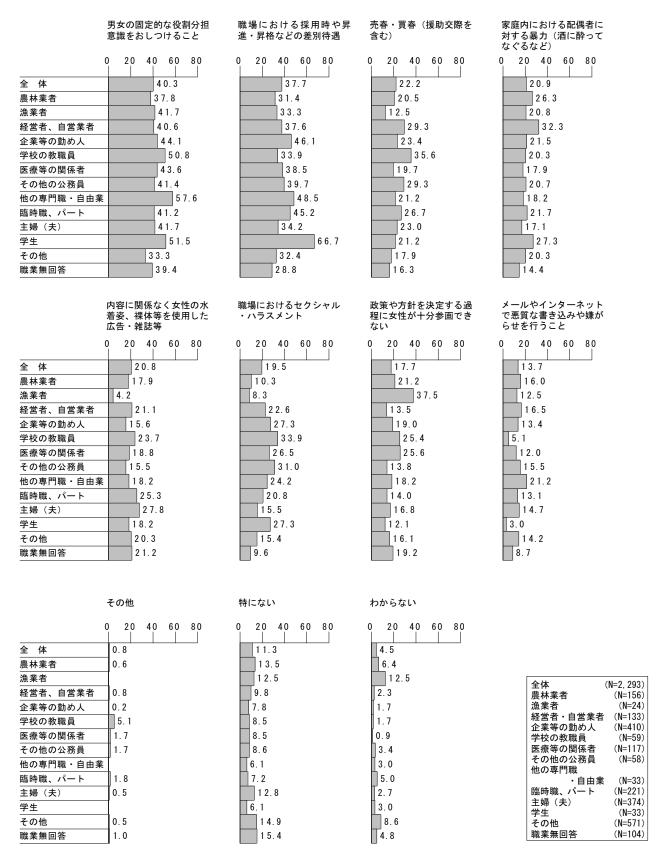
また、「売春・買春(援助交際を含む)」、「家庭内における配偶者に対する暴力(酒に酔ってなぐるなど)」においても、すべての広域生活圏で2割前後の割合となっている。

図5-2 女性に関する人権上の問題点(性・年齢別)



女性に関する人権上の問題点について年齢別に見ると、「男女の固定的な役割分担意識をおしつけること」では、 $50\sim59$ 歳(46.4%)の割合が最も高く、最も低い 70 歳以上(30.9%)と 15.5 ポイントの差が見られる。「売春・買春(援助交際を含む)」では $40\sim49$ 歳(33.6%)、「家庭内における配偶者に対する暴力(酒に酔ってなぐるなど)」では $20\sim29$ 歳(30.5%)、「職場におけるセクシャル・ハラスメント」では $30\sim39$ 歳(36.0%)、 $20\sim29$ 歳(31.1%)で 3 割を超えている。

図5-3 女性に関する人権上の問題点(職業別)

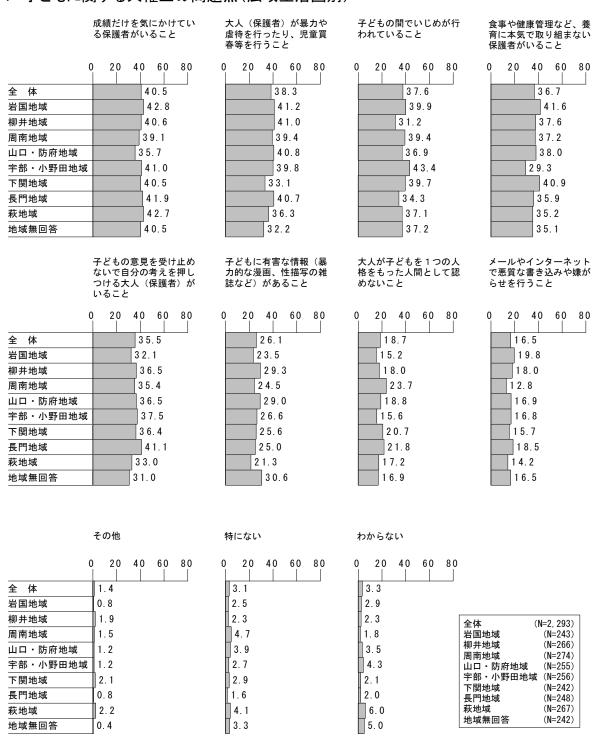


女性に関する人権上の問題点について職業別に見ると、「男女の固定的な役割分担意識をおしつけること」では、他の専門職・自由業(57.6%)、学生(51.5%)、学校の教職員(50.8%)で5割を超えている。「職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇」では学生(66.7%)、「売春・買春(援助交際を含む)」では学校の教職員(35.6%)、「家庭内における配偶者に対する暴力(酒に酔ってなぐるなど)」では経営者、自営業者(32.3%)、「政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できない」では漁業者(37.5%)が他の職業に比べ高くなっている。

3 子どもの人権について

問6 あなたは、子どもに関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

図6-1 子どもに関する人権上の問題点(広域生活圏別)

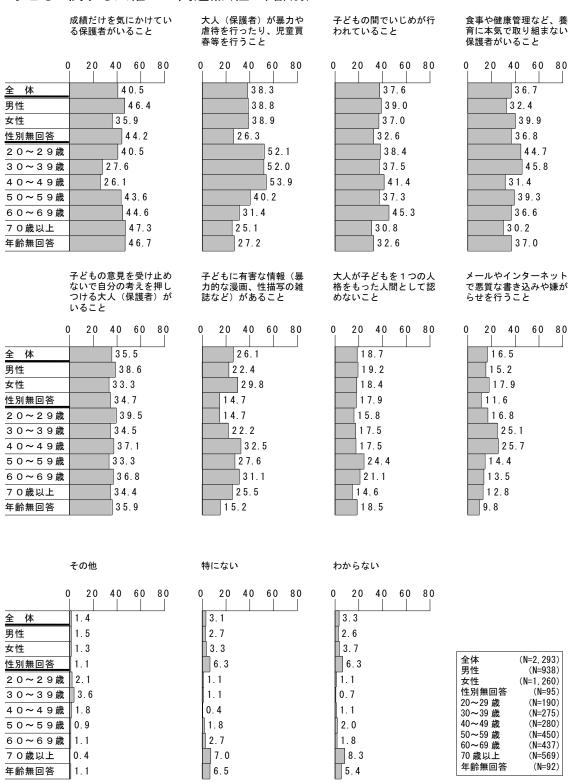


子どもに関する人権上の問題点については、「成績だけを気にかけている保護者がいること」が4割を超えているほか、「大人(保護者)が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと」、「子どもの間でいじめが行われていること」、「食事や健康管理など、養育に本気で取り組まない保護者がいること」が36%を超えている。

また、広域生活圏別に見ると、「子どもの間でいじめが行われていること」では、宇部・小野田地域が

43.4%と4割を超え、他の広域生活圏に比べ高くなっている。反対に「食事や健康管理など、養育に本気で取り組まない保護者がいること」では29.3%と、唯一3割を満たしていない。「子どもの意見を受け止めないで自分の考えを押しつける大人(保護者)がいること」では、長門地域が41.1%と4割を超え、他の広域生活圏別に比べ高くなっている。

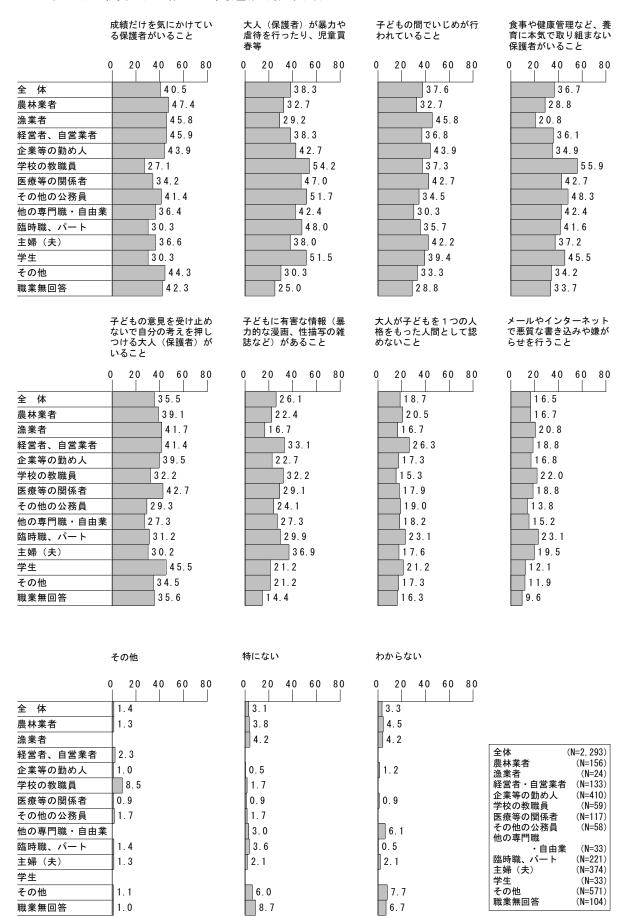
図6-2 子どもに関する人権上の問題点(性・年齢別)



子どもに関する人権上の問題点について、年齢別に見ると、「成績だけを気にかけている保護者がいること」では、 $30\sim40$ 代を除く年齢で4割を超え高くなっている。「大人(保護者)が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと」では、20 代 ~40 代の年齢層で5割を超えている。「食事や健康管理など、養育に本気で取り組まない保護者がいること」では $30\sim39$ 歳 (45.8%)、 $20\sim29$ 歳 (44.7%)、「子ども

の意見を受け止めないで自分の考えを押しつける大人(保護者)がいること」では20~29歳(39.5%)が他の年齢に比べ高くなっている。

図6-3 子どもに関する人権上の問題点(職業別)



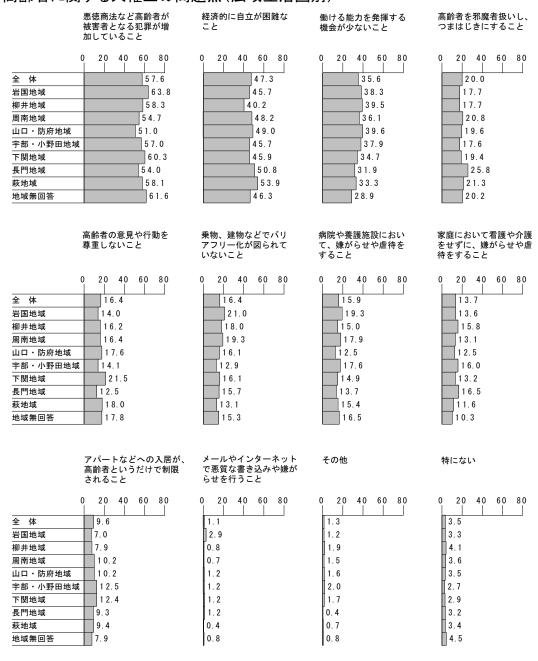
子どもに関する人権上の問題点について職業別に見ると、「成績だけを気にかけている保護者がいること」では、学校の教職員の除くすべての職業で3割を超え、農林業者では47.4%と約5割となっている。

反対に学校の教職員では、「食事や健康管理など、養育に本気で取り組まない保護者がいること」が55.9%と5割を超え、他の職業に比べ高くなっている。「大人(保護者)が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと」では、学校の教職員(54.2%)、その他の公務員(51.7%)、学生(51.5%)で5割を超えている。「子どもの意見を受け止めないで自分の考えを押しつける大人(保護者)がいること」では学生(45.5%)、「子どもの間でいじめが行われていること」では漁業者(45.8%)、「子どもに有害な情報(暴力的な漫画、性描写の雑誌など)があること」では主婦(夫)(36.9%)が他の職業に比べ高くなっている。

4 高齢者の人権について

問7 あなたは、高齢者に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

図7-1 高齢者に関する人権上の問題点(広域生活圏別)



わからない

(20	40	60 	80	
全 体	1.8		•		
岩国地域	1.2				
柳井地域	1.9				
周南地域	2.2				
山口・防府地域	2.0				
宇部・小野田地域	2.0				
下関地域	0.4				
長門地域	1.2				
萩地域	2.2				
地域無回答	2.9				

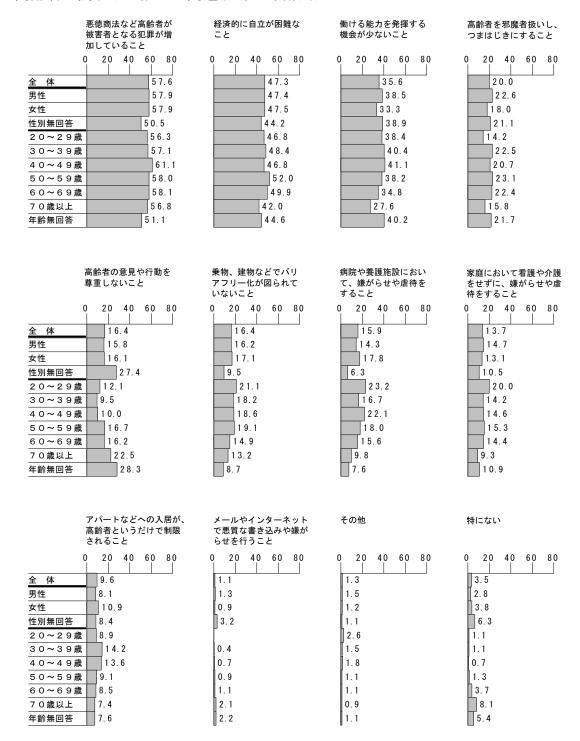
(N=2, 293)岩国地域 (N=243) 柳井地域 (N=266)周南地域 (N=274)山口・防府地域 (N=255)宇部·小野田地域 下関地域 (N=256)(N=242)長門地域 (N=248)(N=267)萩地域 地域無回答 (N=242)

高齢者に関する人権上の問題点については、「悪徳商法など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること」が6割近い割合を示し、「経済的に自立が困難なこと」や「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」が35%以上と高い割合となっている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「悪徳商法など高齢者が被害者となる 犯罪が増加していること」との回答が5割を超え、岩国地域(63.8%)、下関地域(60.3%)では6割を 超えている。

「経済的に自立が困難なこと」では、萩地域(53.9%)、長門地域(50.8%)が5割を超えている。

図7-2 高齢者に関する人権上の問題点(性・年齢別)



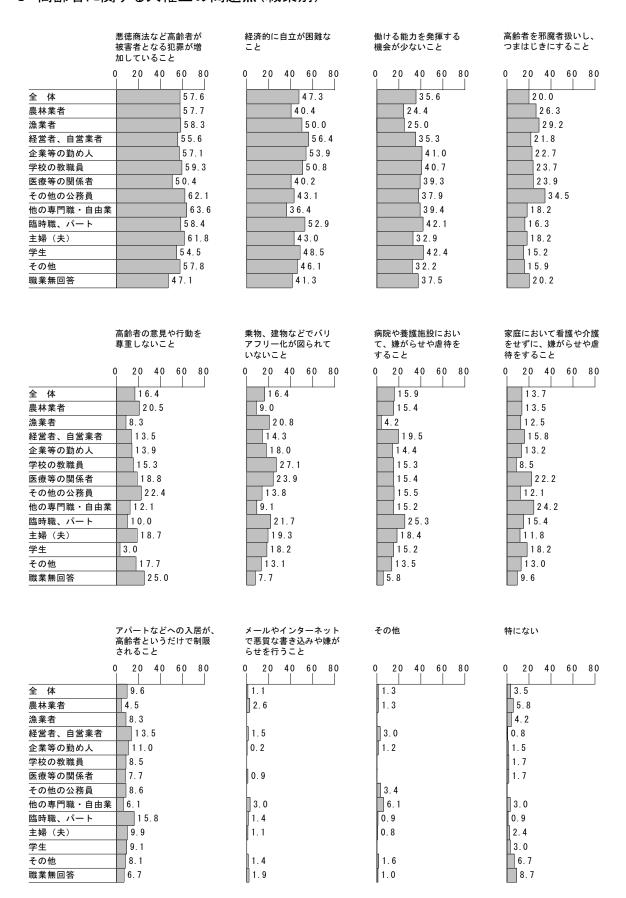


全体	(N=2, 293)
男性	(N=938)
女性	(N=1, 260)
性別無回答	(N=95)
20~29 歳	(N=190)
30~39 歳	(N=275)
40~49 歳	(N=280)
50~59 歳	(N=450)
60~69 歳	(N=437)
70 歳以上	(N=569)
年齢無回答	(N=92)

高齢者に関する人権上の問題点について年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「悪徳商法など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること」との回答が5割を超え、40~49歳(61.1%)では6割を超えている。また、「経済的に自立が困難なこと」においても、すべての年齢で4割を超えている。

「高齢者の意見や行動を尊重しないこと」では70歳以上(22.5%)、「家庭において看護や介護をせずに、嫌がらせや虐待をすること」では20~29歳(20.0%)が他の年齢に比べ高くなっている。

図7-3 高齢者に関する人権上の問題点(職業別)



	わからない						
C	20 40 60 80						
全 体	1.8						
農林業者	2. 6						
漁業者	1 2. 5						
経営者、自営業者							
企業等の勤め人	0.2						
学校の教職員	1.7						
医療等の関係者							
その他の公務員							
他の専門職・自由業	3.0						
臨時職、パート	0.9						
主婦(夫)	1.6						
学生	6.1						
その他	3. 2						
職業無回答	2.9						

全体	(N=2, 293)
農林業者	(N=156)
漁業者	(N=24)
経営者・自営業者	(N=133)
企業等の勤め人	(N=410)
学校の教職員	(N=59)
医療等の関係者	(N=117)
その他の公務員	(N=58)
他の専門職	
・自由業	(N=33)
臨時職、パート	(N=221)
主婦 (夫)	(N=374)
学生	(N=33)
その他	(N=571)
職業無回答	(N=104)

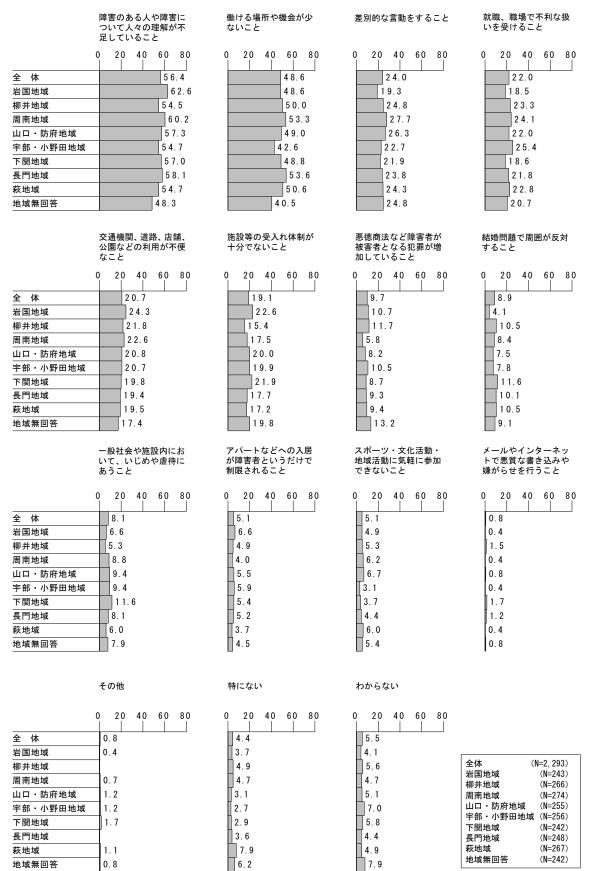
高齢者に関する人権上の問題点について職業別に見ると、「悪徳商法など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること」では、他の専門職・自由業(63.6%)、その他の公務員(62.1%)、主婦(夫)(61.8%)で6割を超えている。

「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」ではその他の公務員(34.5%)、「家庭において看護や介護をせずに、嫌がらせや虐待をすること」では、他の専門職・自由業(24.2%)、医療等の関係者(22.2%)が他の職業に比べ高くなっている。

5 障害のある人の人権について

問8 あなたは、障害のある人に関することがらで、問題があると思われるのはどのような ことですか。(✔は3つまで)

図8-1 障害のある人に関する人権上の問題点(広域生活圏別)

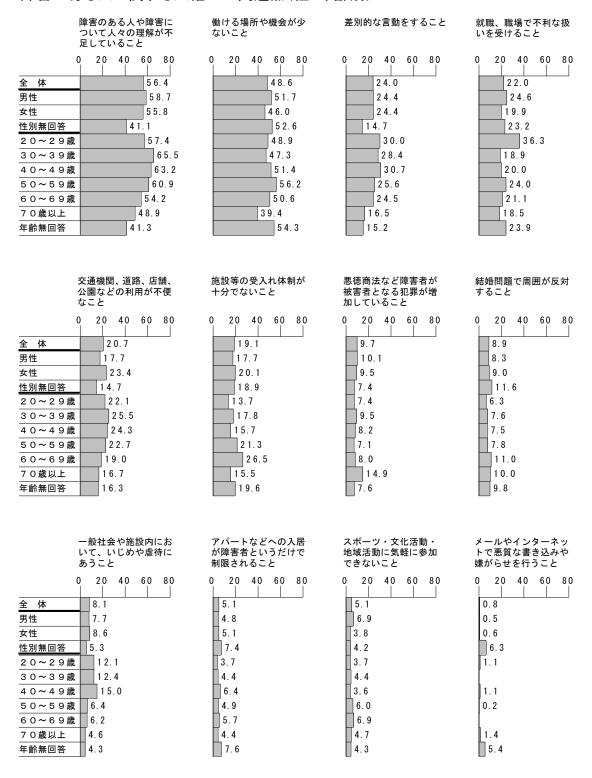


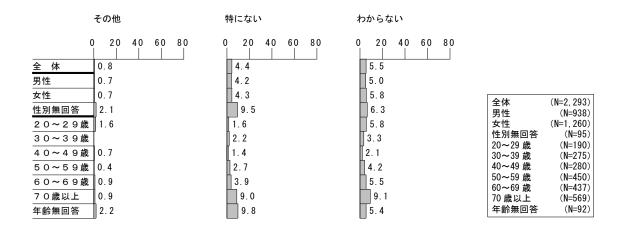
障害のある人に関する人権上の問題点については、「障害のある人や障害について人々の理解が不足していること」が 56.4%と最も高く、次いで「働ける場所や機会が少ないこと」が高くなっており、「差別的な言動をすること」や「就職、職場で不利な扱いを受けること」、「交通機関、道路、店舗、公園などの利用が不便なこと」が 2割を超えている。

また、広域生活圏別で見ると、いずれの広域生活圏においても、「障害のある人や障害について人々の理解が不足していること」が5割を超え、岩国地域(62.6%)、周南地域(60.2%)では6割を超えている。

「働ける場所や機会が少ないこと」では、宇部・小野田地域を除く広域生活圏で5割前後となっている。

図8-2 障害のある人に関する人権上の問題点(性・年齢別)



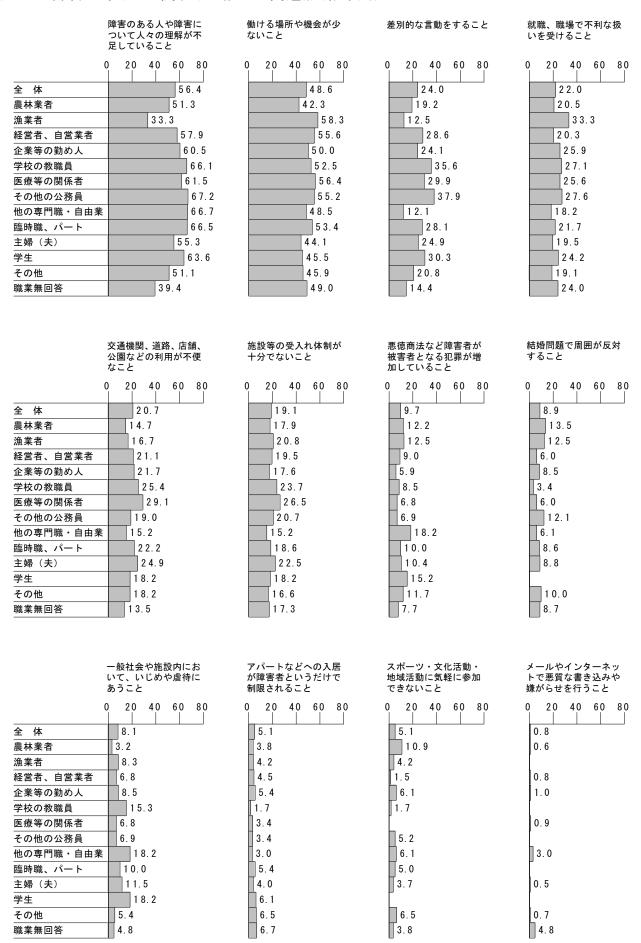


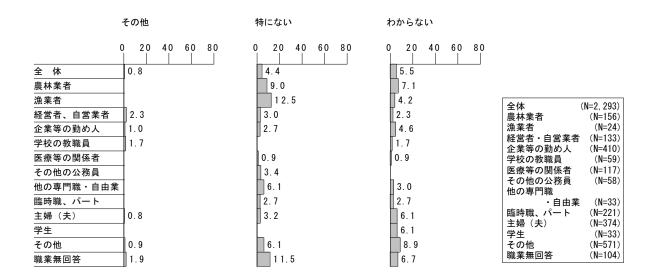
障害のある人に関する人権上の問題点について年齢別にみると、「障害のある人や障害について人々の理解が不足していること」が、30~50代の年齢層で6割を超えている。

「働ける場所や機会が少ないこと」、「差別的な言動をすること」では、70歳以上が他の年齢に比べ低くなっている。「就職、職場で不利な扱いを受けること」では、20~29歳が36.3%と3割を超えている。

「施設等の受入れ体制が十分でないこと」では $60\sim69$ 歳(26.5%)、「悪徳商法など障害者が被害者となる犯罪が増加していること」では70歳以上(14.9%)が他の年齢に比べ高くなっている。

図8-3 障害のある人に関する人権上の問題点(職業別)





障害のある人に関する人権上の問題点について職業別に見ると、漁業者を除くすべての職業で「障害のある人や障害について人々の理解が不足していること」との回答が5割を超えているが、その他公務員(67.2%)と漁業者(33.3%)では33.9ポイントの差が見られる。

また、「差別的な言動をすること」では、漁業者(12.5%)と他の専門職・自由業(12.1%)が2割に満たず、他の職業に比べ低くなっている。しかし、「就職、職場で不利な扱いを受けること」では漁業者(33.3%)のみが3割を超えている。

6 同和問題について

(1) 同和問題に関する人権上の問題点

問9 山口県では、県民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発活動を推進していますが、あなたは、同和問題の解決に関して、現在、どのような問題があると思われますか。

(√は2つまで)

図9-1 同和問題に関する人権上の問題点(広域生活圏別)

14.7

10.6

13.7

13.3

16.1

15.0

13.6

10.3

柳井地域

周南地域

下関地域

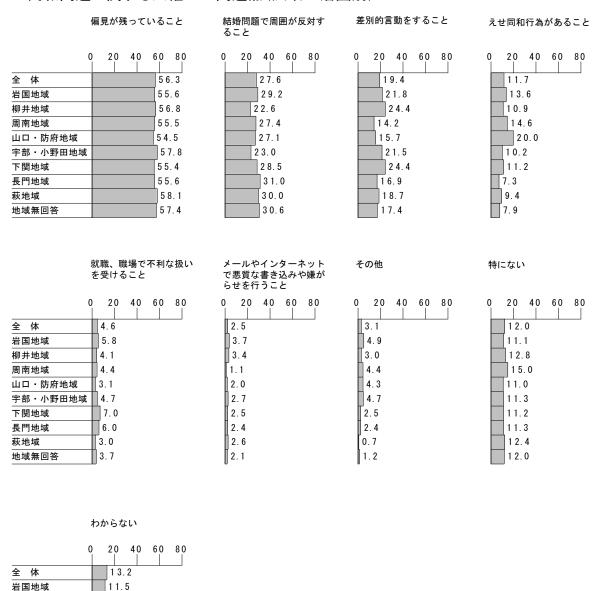
長門地域

地域無回答

萩地域

山口・防府地域

宇部・小野田地域



同和問題に関する人権上の問題点については、「偏見が残っていること」が 56.3%で最も高く、次いで「結婚問題で周囲が反対すること」が 27.6%、「差別的言動をすること」が 19.4%となっている。

全体

岩国地域

柳井地域

周南地域

下関地域

長門地域

地域無回答

萩地域

山口·防府地域 (N=255) 宇部·小野田地域 (N=256)

(N=2, 293)

(N=243)

(N=266)

(N=274)

(N=242)

(N=248)

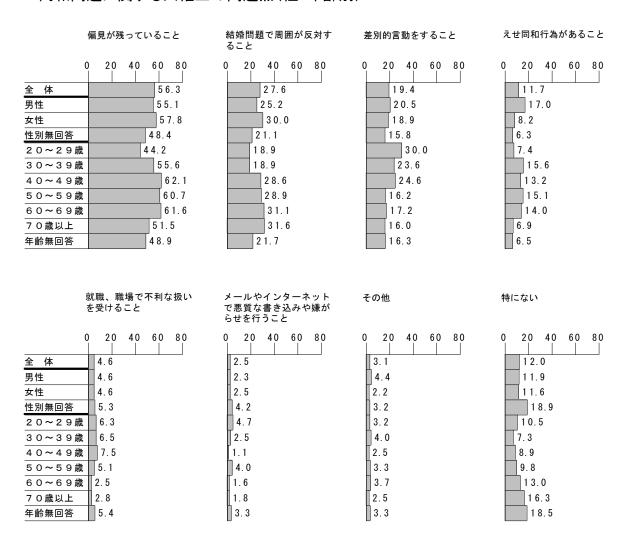
(N=267)

(N=242)

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「偏見が残っていること」が5割を超え、萩地域が58.1%と最も高くなっている。

「結婚問題で周囲が反対すること」では、長門地域(31.0%)、萩地域(30.0%)が3割を超えている。「えせ同和行為があること」では、山口・防府地域が20.0%と2割を超え、他の広域生活圏に比べ高くなっている。

図9-2 同和問題に関する人権上の問題点(性・年齢別)



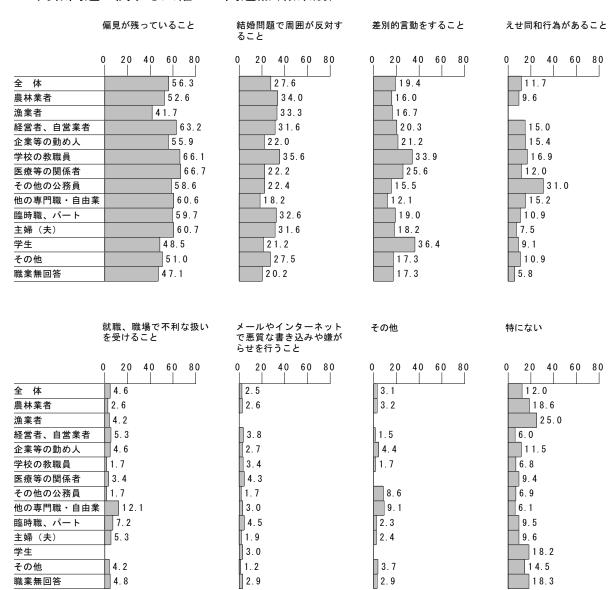


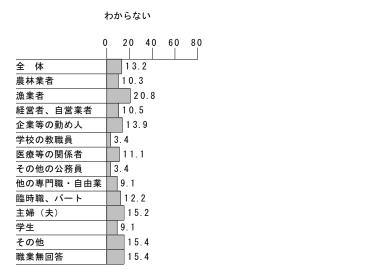
同和問題に関する人権上の問題点について年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「偏見が残って

いること」が最も高い割合となっており、40~60代の年齢層では6割を超えている。

「結婚問題で周囲が反対すること」では 70 歳以上 (31.6%)、60~69 歳 (31.1%)、「差別的言動をすること」では 20~29 歳 (30.0%) が 3割を超え、他の年齢に比べ高くなっている。

図9-3 同和問題に関する人権上の問題点(職業別)





全体	(N=2, 293)
農林業者	(N=156)
漁業者	(N=24)
経営者・自営業者	(N=133)
企業等の勤め人	(N=410)
学校の教職員	(N=59)
医療等の関係者	(N=117)
その他の公務員	(N=58)
他の専門職	
・自由業	€ (N=33)
臨時職、パート	(N=221)
主婦 (夫)	(N=374)
学生	(N=33)
その他	(N=571)
職業無回答	(N=104)

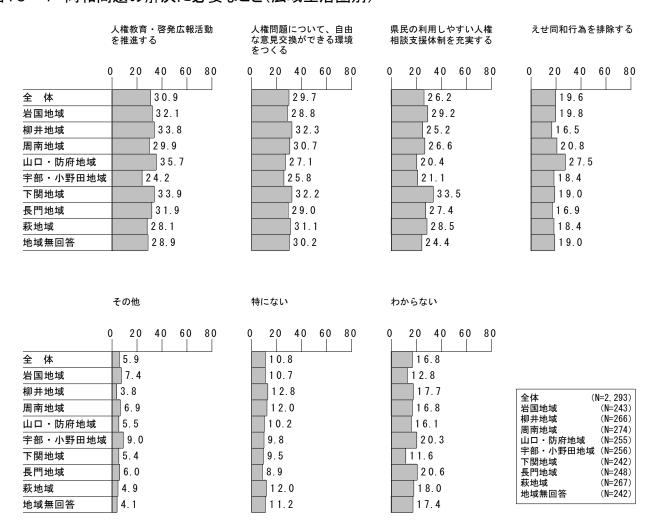
同和問題に関する人権上の問題点について職業別に見ると、「偏見が残っていること」が、漁業者と学生を除くすべての職業で5割を超えている。

「結婚問題で周囲が反対すること」では、他の専門職・自由業が 18.2%と他の職業に比べ低くなっている。「差別的言動をすること」では学生(36.4%)、学校の教職員(33.9%)、「えせ同和行為があること」ではその他の公務員(31.0%)が3割を超え、他の職業に比べ高くなっている。

(2)同和問題の解決に必要なこと

問10 あなたは、同和問題の解決に必要なことはどのようなことだと思われますか。 (✓は2つまで)

図10-1 同和問題の解決に必要なこと(広域生活圏別)

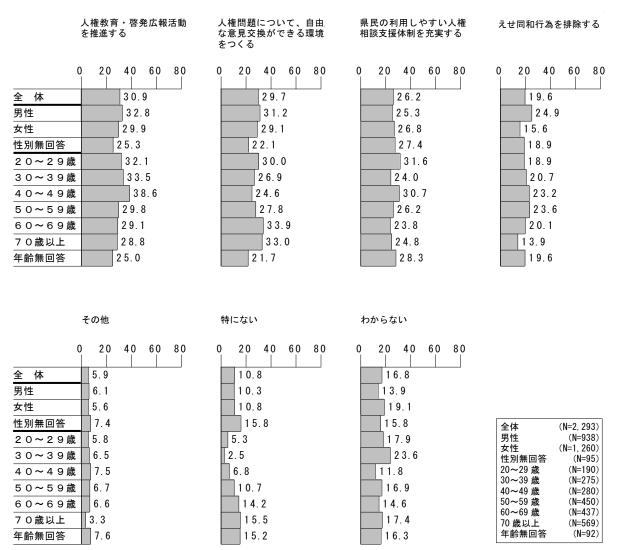


同和問題の解決に必要なことについては、「人権教育・啓発広報活動を推進する」、「人権問題について、 自由な意見交換ができる環境をつくる」が3割前後となっており、次いで「県民の利用しやすい人権相 談支援体制を充実する」や「えせ同和行為を排除する」などの順となっている。

また、広域生活圏別に見ると、宇部・小野田地域を除く広域生活圏で、「人権教育・啓発広報活動を推進する」、「人権問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる」が3割前後となっている。宇部・小野田地域は25.0%前後と低くなっている。

「県民の利用しやすい人権相談支援体制を充実する」では下関地域(33.5%)、「えせ同和行為を排除

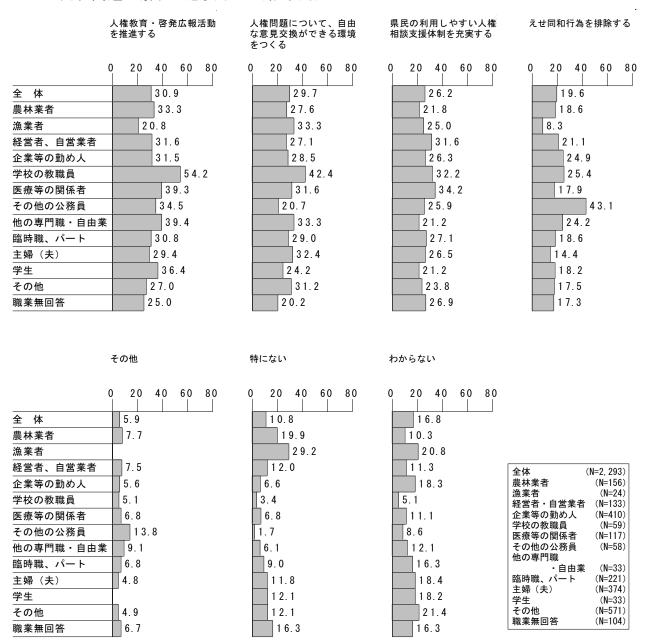
図10-2 同和問題の解決に必要なこと(性・年齢別)



同和問題の解決に必要なことについて年齢別に見ると、「人権教育・啓発広報活動を推進する」では、 40~49歳(38.6%)が他の年齢に比べ高くなっている。

「人権問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる」では 60~69 歳 (33.9%)、70 歳以上 (33.0%)、20~29 歳 (30.0%)、「県民の利用しやすい人権相談支援体制を充実する」では 20~29 歳 (31.6%)、40~49 歳 (30.7%) が 3 割を超えている。

図10-3 同和問題の解決に必要なこと(職業別)



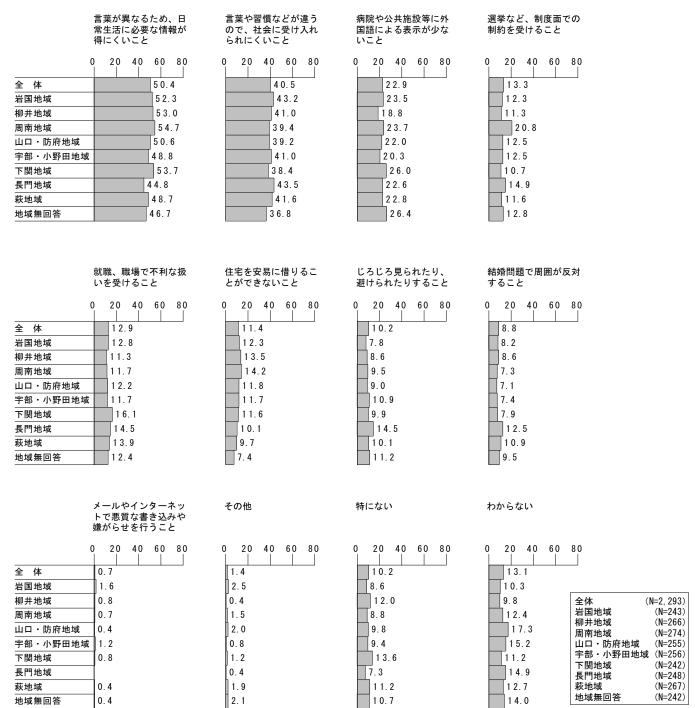
同和問題の解決に必要なことについて職業別に見ると、「人権教育・啓発広報活動を推進する」では、 学校の教職員が54.2%と5割を超え、「人権問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる」にお いても42.4%と他の職業に比べ高くなっている。

「えせ同和行為を排除する」では、その他の公務員が 43.1% と 4 割を超えているのに対し、漁業者では 8.3% と 1 割に満たない。

7 外国人の人権について

問 1 1 あなたは、外国人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

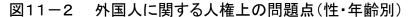
図11-1 外国人に関する人権上の問題点(広域生活圏別)

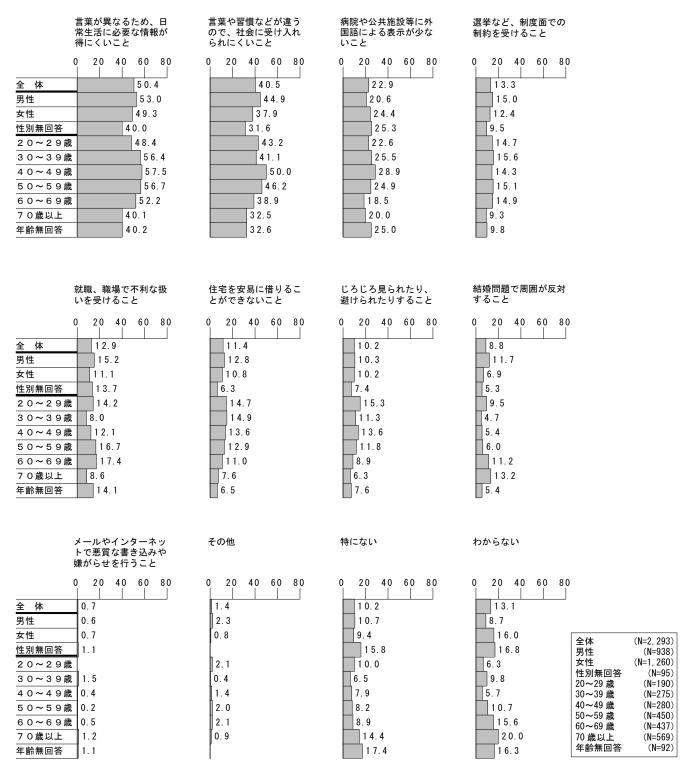


外国人に関する人権上の問題点については、「言葉が異なるため、日常生活に必要な情報が得にくいこと」が5割を超え、次いで「言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと」が4割と高くなっている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「言葉が異なるため、日常生活に必要な情報が得にくいこと」との回答が4割を超え、「言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと」でも約4割となっている。

「選挙など、制度面での制約を受けること」では、周南地域が 20.8%と 2 割を超え、他の広域生活圏 に比べ高くなっている。

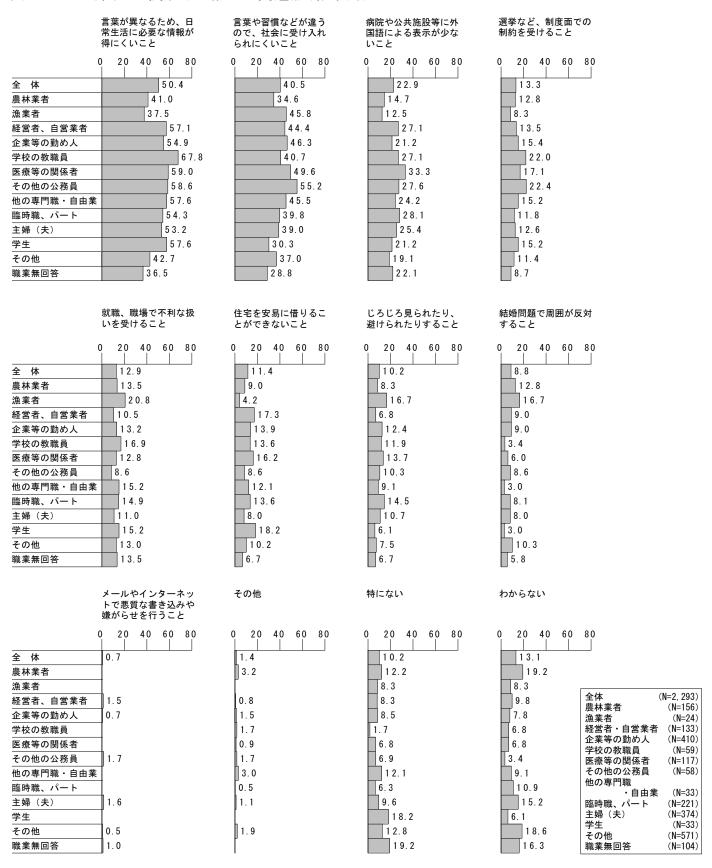




外国人に関する人権上の問題点について年齢別に見ると、「言葉が異なるため、日常生活に必要な情報が得にくいこと」が、20~29歳、70歳以上を除くすべての年齢で5割を超えている。

また、「言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと」では、 $40\sim49$ 歳(50.0%)が 5 割となっている。「病院や公共施設等に外国語による表示が少ないこと」では、 $60\sim69$ 歳(18.5%)が 2 割に満たず、他の年齢に比べ低くなっている。

図11-3 外国人に関する人権上の問題点(職業別)

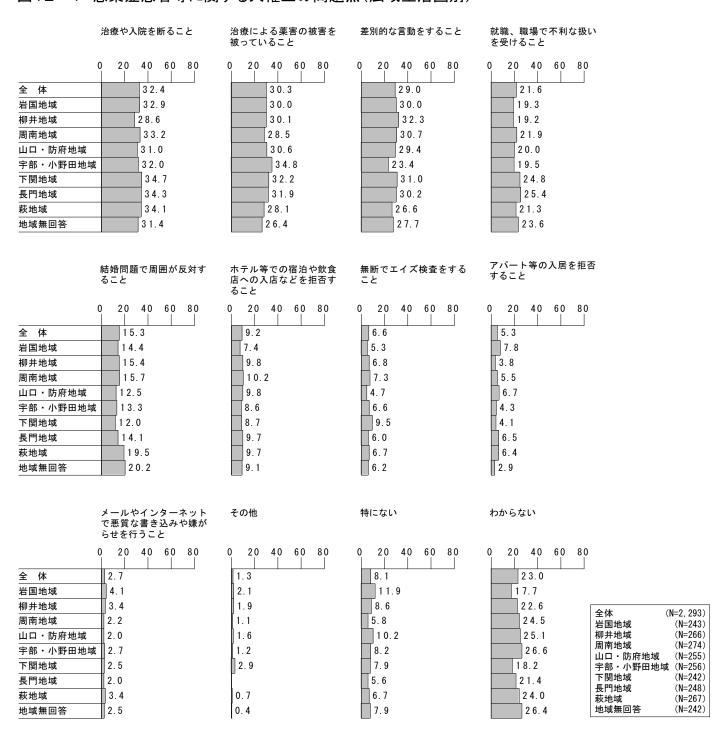


外国人に関する人権上の問題点について職業別に見ると、「言葉が異なるため、日常生活に必要な情報が得にくいこと」が学校の教職員で67.8%と6割を超えているのに対し、漁業者では37.5%と4割に満たない。「言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと」ではその他の公務員(55.2%)、「病院や公共施設等に外国語による表示が少ないこと」では医療等の関係者(33.3%)、「就職、職場で不利な扱いを受けること」では漁業者(20.8%)が他の職業に比べ高くなっている。

8 感染症患者等(H I V感染者・患者等)の人権について

問12 あなたは、感染症患者等(HIV感染者・患者等)についてのことがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(√は3つまで)

図12-1 感染症患者等に関する人権上の問題点(広域生活圏別)



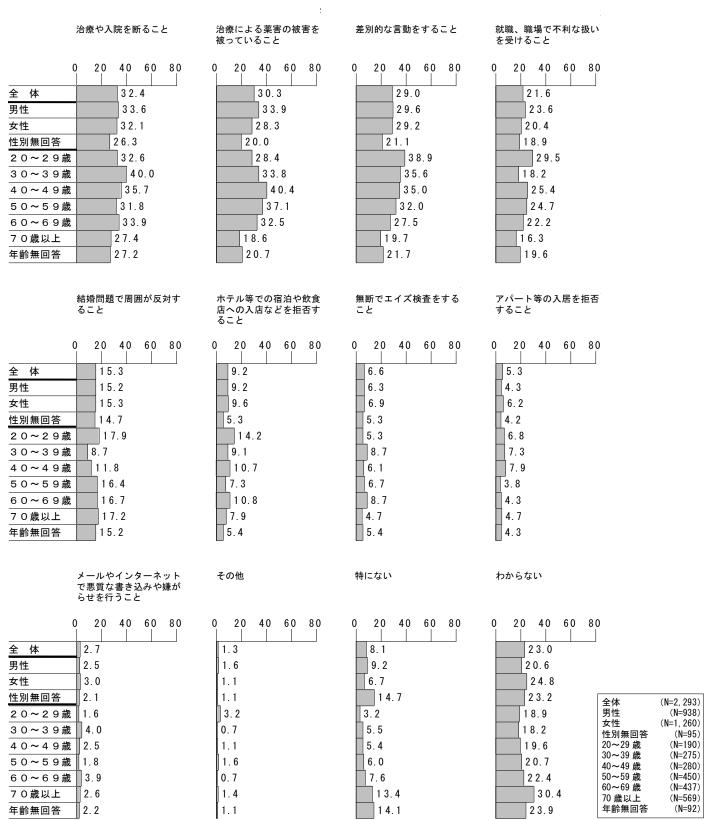
感染症患者等に関する人権上の問題点については、「治療や入院を断ること」、「治療による薬害の被害を被っていること」、「差別的な言動をすること」が3割前後となっており、「就職、職場で不利な扱いを受けること」が2割程度となっている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「治療や入院を断ること」、「治療による薬害の被害を被っていること」、「差別的な言動をすること」が上位項目となっており、広域生

活圏による大きな差はみられない

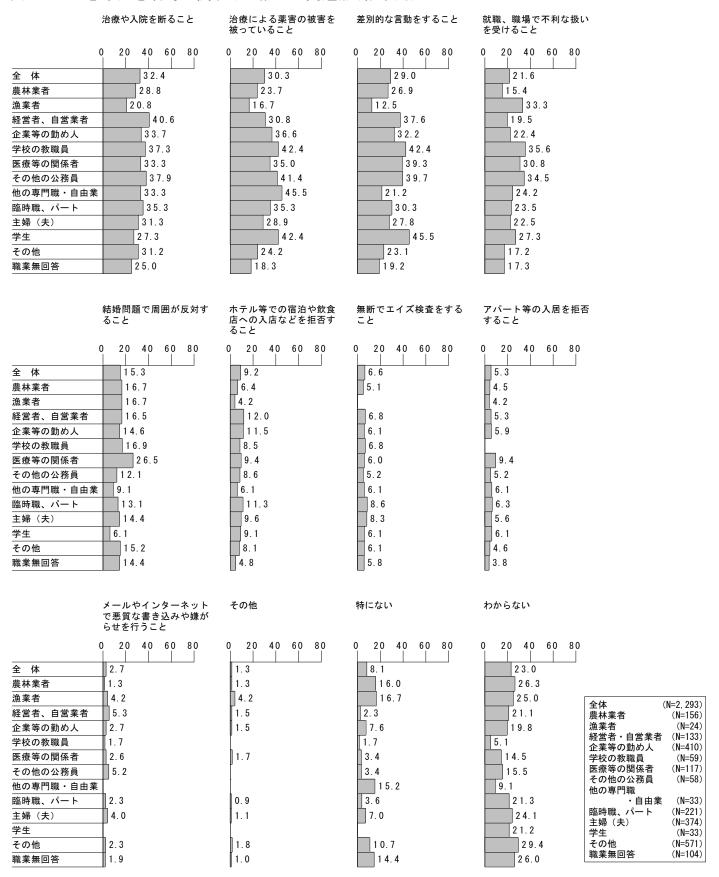
「結婚問題で周囲が反対すること」では、萩地域が19.5%と他の広域生活圏に比べ高くなっている。

図12-2 感染症患者等に関する人権上の問題点(性・年齢別)



感染症患者等に関する人権上の問題点について年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「治療や 入院を断ること」、「治療による薬害の被害を被っていること」、「差別的な言動をすること」が上位 項目となっているが、70歳以上では上位項目すべてで、他の年齢に比べ低い割合となっている。

図12-3 感染症患者等に関する人権上の問題点(職業別)



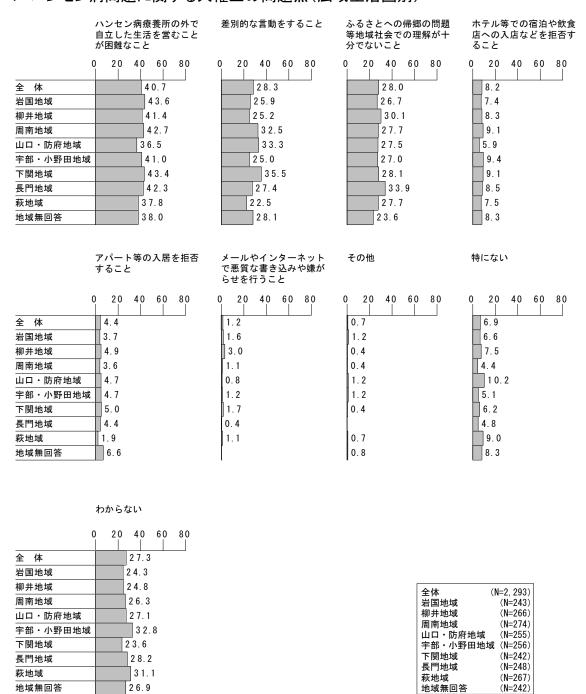
感染症患者等に関する人権上の問題点について職業別に見ると、「治療や入院を断ること」が、経営者・自営業者で40.6%と4割を超え高くなっている。

「治療や入院を断ること」、「治療による薬害の被害を被っていること」、「差別的な言動をすること」では、漁業者が他の職業に比べ低くなっている。また、「結婚問題で周囲が反対すること」では、 医療等の関係者が 26.5%と 2割を超え他の職業に比べ高くなっている。

9 ハンセン病問題(ハンセン病患者・元患者等)について

問13 あなたは、ハンセン病問題(ハンセン病患者・元患者とその家族)についてのことがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(√は2つまで)

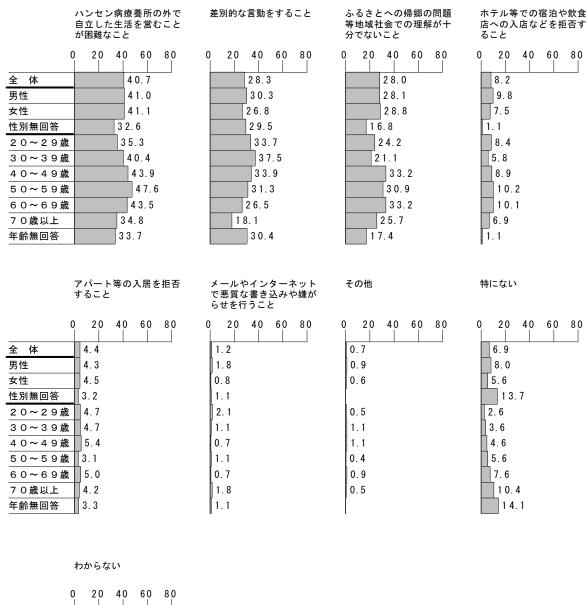
図13-1 ハンセン病問題に関する人権上の問題点(広域生活圏別)



ハンセン病問題に関する人権上の問題点については、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと」が4割と最も高くなっており、「差別的な言動をすること」や「ふるさとへの帰郷の問題等、地域社会での理解が十分でないこと」が3割程度となっている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「ハンセン病療養所の外で自立した 生活を営むことが困難なこと」、「差別的な言動をすること」、「ふるさとへの帰郷の問題等地域社会 での理解が十分でないこと」との回答が高くなっているが、「わからない」との回答もすべての広域生

図13-2 ハンセン病問題に関する人権上の問題点(性・年齢別)

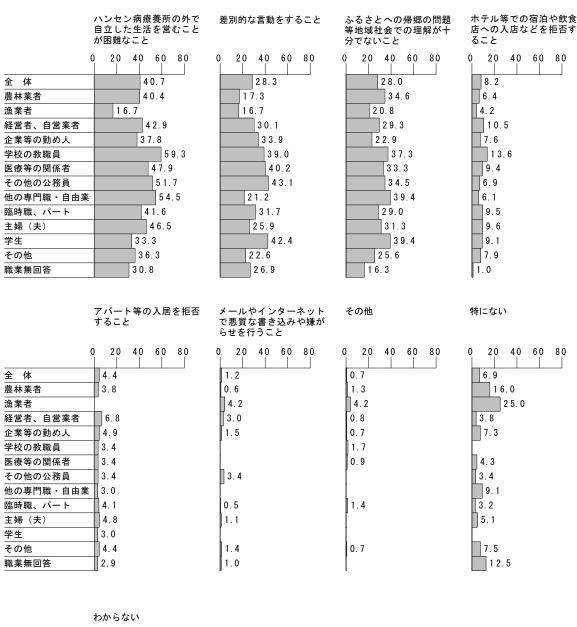


0	20 40 60 80
全 体	27.3
男性	2 4. 6
女性	2 9. 0
性別無回答	3 0 . 5
20~29歳	3 3 . 7
30~39歳	3 0. 9
40~49歳	2 4. 6
50~59歳	21.1
60~69歳	2 3. 8
70歳以上	3 1 . 6
年齢無回答	3 0. 4

全体	(N=2, 293)
男性	(N=938)
女性	(N=1, 260)
性別無回答	(N=95)
20~29 歳	(N=190)
30~39 歳	(N=275)
40~49 歳	(N=280)
50~59 歳	(N=450)
60~69 歳	(N=437)
70 歳以上	(N=569)
年齢無回答	(N=92)

ハンセン病問題に関する人権上の問題点について年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと」との回答が高く、50~59歳(47.6%)で最も高くなっている。「差別的な言動をすること」では、30~39歳が37.5%あるのに対し、70歳以上では18.1%と2割に満たない。「ふるさとへの帰郷の問題等地域社会での理解が十分でないこと」では、40~60代の年齢層で3割を超えている。

図13-3 ハンセン病問題に関する人権上の問題点(職業別)



	わからない		
0	20 40 60 80		
全 体	27.3		
農林業者	2 3 . 7		
漁業者	2 9. 2		(N=2, 293)
経営者、自営業者	2 4. 1	農林業者	(N=156)
企業等の勤め人	29.3	漁業者 経営者・自営業者	(N=24) (N=133)
 学校の教職員	11.9	企業等の勤め人	(N=410)
医療等の関係者	21.4	学校の教職員 医療等の関係者	(N=59) (N=117)
その他の公務員	1 3. 8	その他の公務員	(N=58)
他の専門職・自由業	18.2	他の専門職	
臨時職、パート	28.5	・自由業	
主婦(夫)	2 4. 1	臨時職、パート 主婦(夫)	(N=221) (N=374)
学生	27.3	学生	(N=33)
その他	3 2 . 6	その他 職業無回答	(N=571) (N=104)
職業無回答	3 3 . 7	134411111111111111111111111111111111111	(11 104)

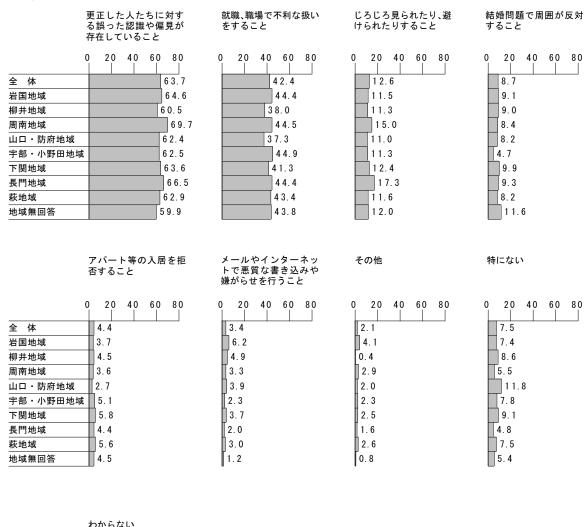
ハンセン病問題に関する人権上の問題点について職業別に見ると、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと」が、学校の教職員で59.3%と約6割あるのに対し、漁業者では16.7%と2割に満たない。

また、漁業者においては、「差別的な言動をする」、「ふるさとへの帰郷の問題等地域社会での理解が十分でないこと」の項目においても他の職業に比べ低くなっている。

10 罪や非行を犯した人の人権について

問14 あなたは、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会の一員として立ち直ろうと する場合、どのような問題があると思われますか。(✓は2つまで)

図14-1 罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点(広域生活圏別)



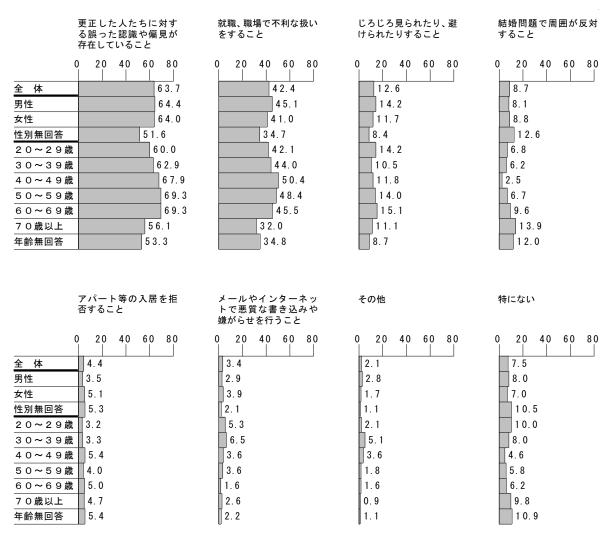
	777.67.67.					
	20 40	60 80				
全 体	11.1					
岩国地域	7.8				全体	(N=2, 293)
柳井地域	1 2. 4				岩国地域	(N=243)
 周南地域	9.9				柳井地域	(N=266)
山口・防府地域	10.2				周南地域 山口・防府地:	(N=274) 域 (N=255)
宇部・小野田地域	1 2. 9				宇部・小野田	地域 (N=256)
下関地域	9.9				下関地域	(N=242)
 長門地域	11.3				長門地域 萩地域	(N=248) (N=267)
萩地域	11.2				地域無回答	(N=242)
地域無回答	1 4. 5					

罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点については、「更正した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」が6割を超える高い割合を示しており、「就職、職場で不利な扱いをすること」も4割を超えている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「更正した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」との回答が6割を超え、周南地域では69.7%と約7割となっている。

また、「就職、職場で不利な扱いをすること」においても、すべての広域生活圏で4割前後の回答となっている。

図14-2 罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点(性・年齢別)

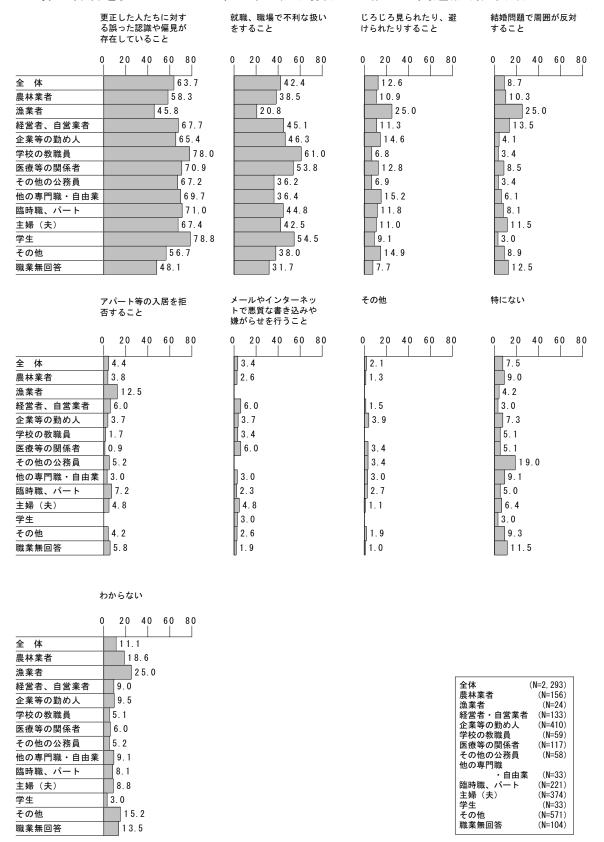




罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点について年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「更正した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」が最も高い項目となっており、70歳以上を除く年齢で6割を超えている。

「就職、職場で不利な扱いをすること」においても、70 歳以上を除く年齢で4割を超え、40~49 歳 (50.4%) では5割を超えている。

図14-3 罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点(職業別)



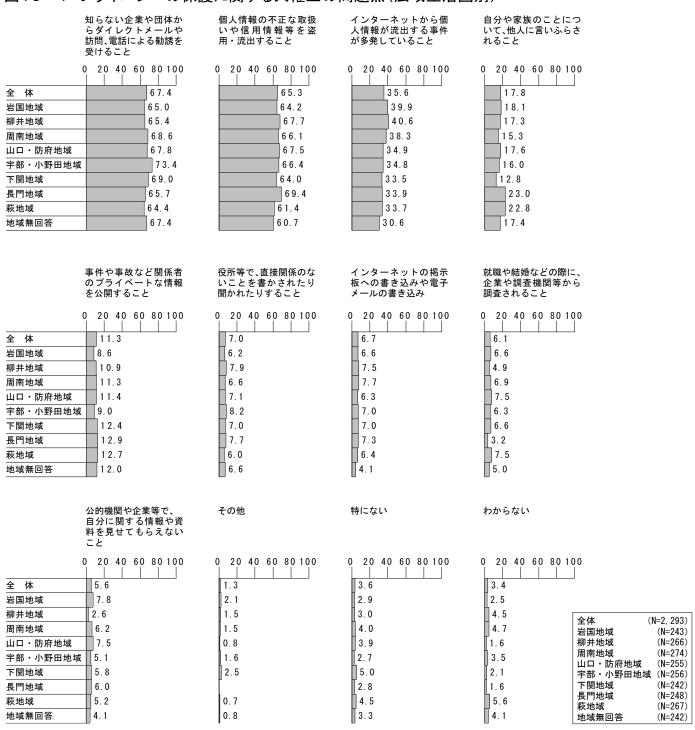
罪や非行を犯した人が立ち直ろうとする場合の人権上の問題点について職業別に見ると、いずれの職業においても、「更正した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」との回答が最も高く、学生(78.8%)、学校の教職員(78.0%)で約8割となっている。しかし、その割合を見ると、漁業者が45.8%と他の職業に比べ低くなっている。反対に、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」、「結婚問題で周囲が反対すること」との項目では漁業者が2割を超え、他の職業に比べ高くなっている。また、「就職、職場で不利な扱いをすること」では、学校の教職員が61.0%と6割を超えている。

11 その他の人権について

(1)プライバシーの保護に関する人権上の問題点

問 1 5 あなたは、プライバシーの保護に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✔は3つまで)

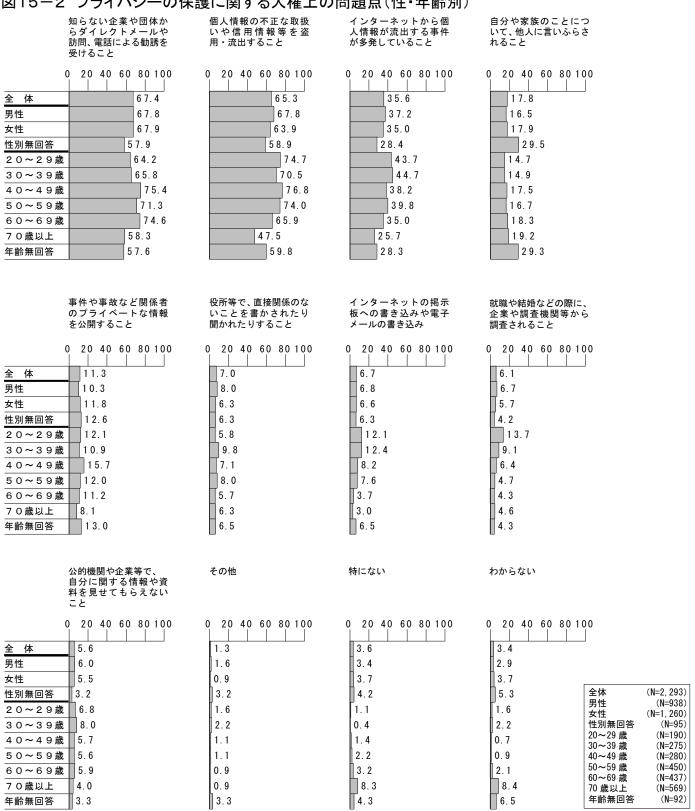
図15-1 プライバシーの保護に関する人権上の問題点(広域生活圏別)



プライバシーの保護に関する人権上の問題点については、「知らない企業や団体からダイレクトメール や訪問、電話による勧誘を受けること」と「個人情報の不正な取扱いや信用情報等を盗用・流出すること」が 65%を超える高い割合となっているほか、「インターネットから個人情報が流出する事件が多発し ていること」が35.6%となっている。

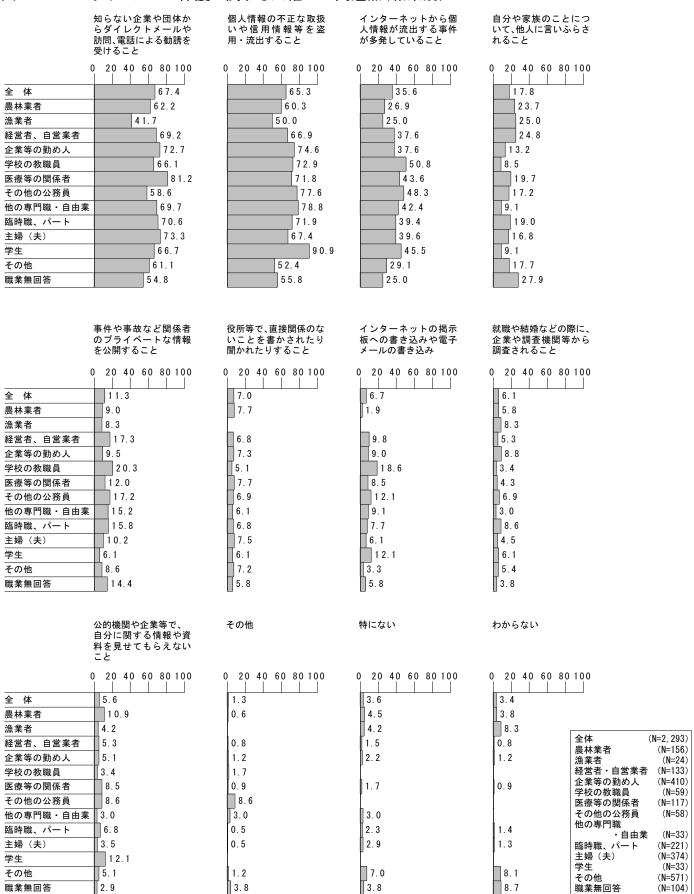
また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「知らない企業や団体からダイレクトメールや訪問、電話による勧誘を受けること」、「個人情報の不正な取扱いや信用情報等を盗用・流出すること」との回答が6割を超え、「インターネットから個人情報が流出する事件が多発していること」においても3割を超え、上位3項目における大きな差は見られない。「自分や家族のことについて、他人に言いふらされること」では、長門地域(23.0%)、萩地域(22.8%)で2割を超えている。

図15-2 プライバシーの保護に関する人権上の問題点(性・年齢別)



プライバシーの保護に関する人権上の問題点について年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「知らない企業や団体からダイレクトメールや訪問、電話による勧誘を受けること」、「個人情報の不正な取扱いや信用情報等を盗用・流出すること」との回答が高くなっているが、女性・70歳以上ではいずれの項目でも他の年齢に比べ低い割合となっている。

図15-3 プライバシーの保護に関する人権上の問題点(職業別)



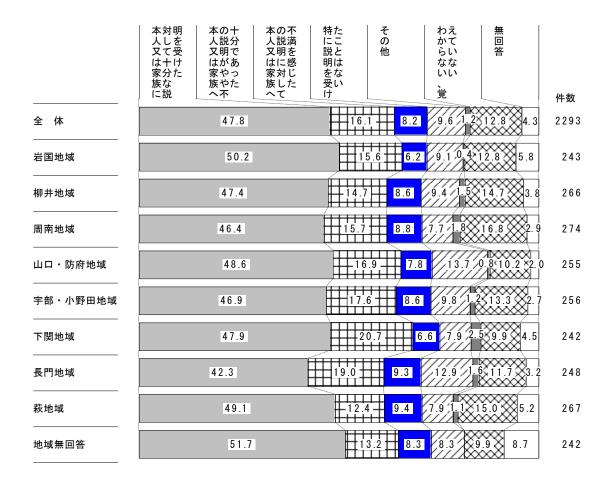
プライバシーの保護に関する人権上の問題点について職業別に見ると、「知らない企業や団体からダイレクトメールや訪問、電話による勧誘を受けること」が、医療等の関係者で 81.2%と8割を超えているのに対し、漁業者では41.7%と39.5ポイントの差が見られる。

「個人情報の不正な取扱いや信用情報等を盗用・流出すること」では、学生が 90.9%と 9割を超え、他の職業に比べ高くなっている。「インターネットの掲示板への書き込みや電子メールの書き込み」では、学校の教職員が 18.6%と約 2割となっている。

(2)インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応

問16 「インフォームド・コンセント」(治療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療をすること。)が患者の権利として重視されていますが、あなたがこれまでに受けた医療機関の対応は、次のうちどれに近いですか。(✔は1つ)

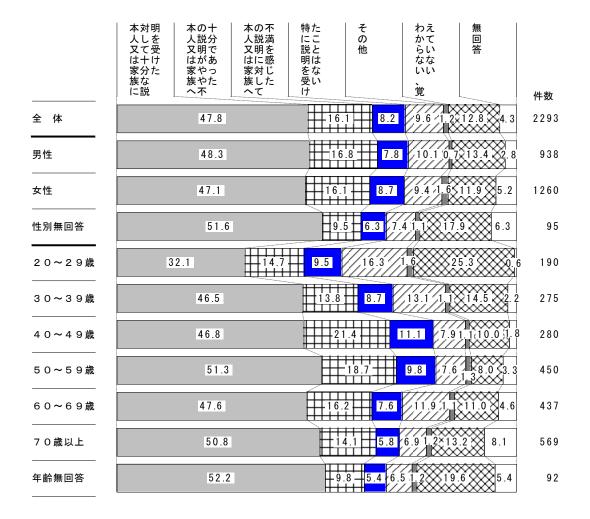
図16-1 インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応(広域生活圏別)



インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応については、「本人又は家族に対して十分な説明を受けた」が約5割程度となっている一方で、「本人又は家族への説明がやや不十分であった」、「本人又は家族の説明に対して不満を感じた」、「特に説明を受けたことはない」を合わせた割合は33.9%となっている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「本人又は家族に対して十分な説明を受けた」が最も高く、岩国地域では5割、その他の広域生活圏でも4割を超えている。

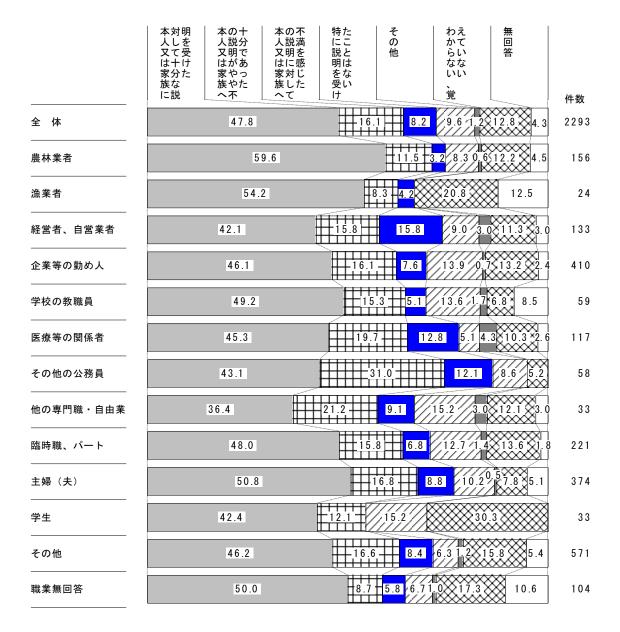
図16-2 インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応(性・年齢別)



インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応について年齢別に見ると、「本人又は家族に対して十分な説明を受けた」では、 $50\sim59$ 歳(51.3%)、70 歳以上(50.8%)が 5 割を超えているのに対し、 $20\sim29$ 歳(32.1%)では 4 割に満たない。

「本人又は家族への説明がやや不十分であった」では、40~49歳(21.4%)が2割を超えている。

図16-3 インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応(職業別)



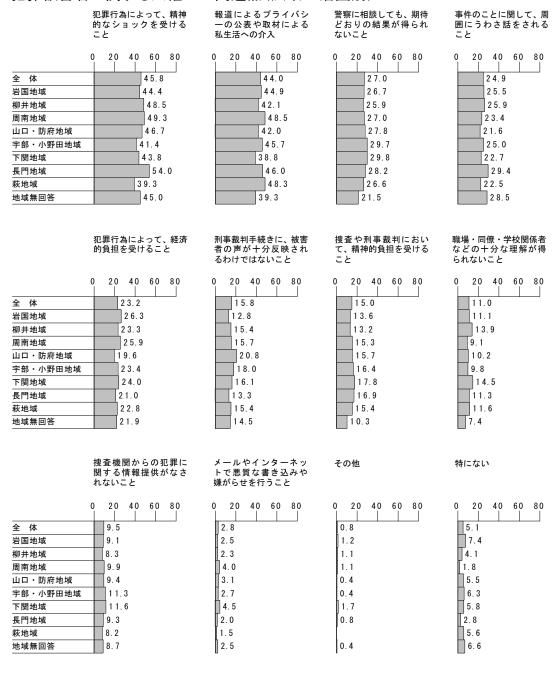
インフォームド・コンセントに関する医療機関の対応について職業別に見ると、「本人又は家族に対して十分な説明を受けた」が、農林業者(59.6%)、漁業者(54.2%)、主婦(夫)(50.8%)で5割を超えている。

「本人又は家族への説明がやや不十分であった」では、その他の公務員(31.0%)で3割、他の専門職・自由業(21.2%)で2割を超えている。また、「本人又は家族への説明に対して不満を感じた」が、経営者、自営業者で15.8%と他の職業に比べ高くなっている。

(3)犯罪被害者に関する人権上の問題点

問 1 7 あなたは、犯罪被害者についてのことがらで、問題があると思われるのはどのよう なことですか。(**√**は3つまで)

図17-1 犯罪被害者に関する人権上の問題点(広域生活圏別)



わからない		
(0 20 40 60 80	
全 体	8.4	
岩国地域	5.8	
柳井地域	7.5	
周南地域	1 0. 2	
山口・防府地域	8.6	
宇部・小野田地域	8.6	
下関地域	5.8	
長門地域	8.5	
萩地域	12.7	
地域無回答	7.4	

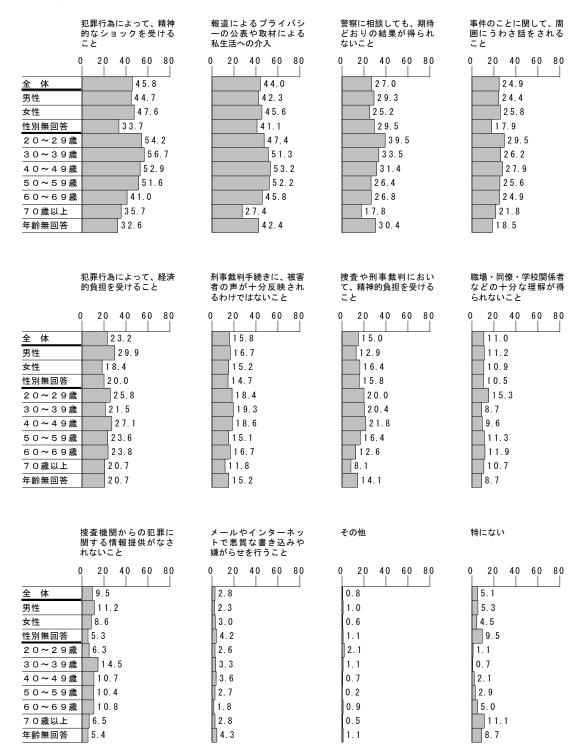
全体	(N=2, 293)
岩国地域	(N=243)
柳井地域	(N=266)
周南地域	(N=274)
山口・防府地域	(N=255)
宇部・小野田地均	或 (N=256)
下関地域	(N=242)
長門地域	(N=248)
萩地域	(N=267)
地域無回答	(N=242)

犯罪被害者に関する人権上の問題点ついては、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」及び「報道によるプライバシーの公表や取材による私生活への介入」がそれぞれ 40%半ばの割合を示しており、「警察に相談しても、期待どおりの結果が得られないこと」、「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること」、「犯罪行為によって、経済的負担を受けること」が 2 割超となっている。

また、広域生活圏別に見ると、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」が、長門地域で54.0%と5割を超えているのに対し、萩地域では39.3%と4割に満たない。

「報道によるプライバシーの公表や取材による私生活への介入」では、下関地域を除くすべての広域 生活圏で4割を超えている。「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること」では、長門地域が 29.4%と他の広域生活圏に比べ高くなっている。

図17-2 犯罪被害者に関する人権上の問題点(性・年齢別)

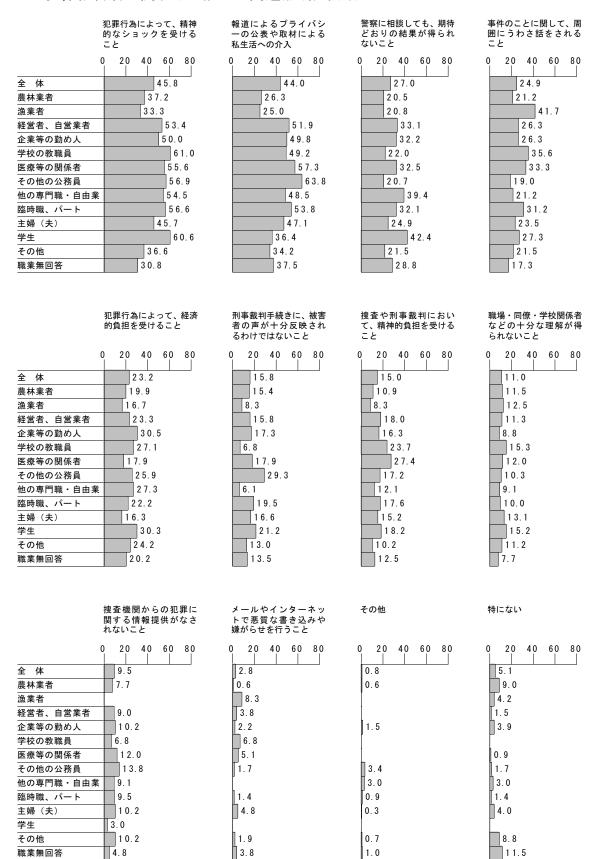


;	わからない				
全 体 男性	8.4	60	80		
女性	9.2			全体	(N=2, 293)
性別無回答	11.6			男性	(N=938)
20~29歳	3.7			女性	(N=1, 260)
30~39歳	4.7			性別無回答 20~29歳	(N=95) (N=190)
40~49歳	1.8			30~39歳	(N=275)
50~59歳	6.9			40~49 歳	(N=280)
60~69歳	9.2			50~59 歳 60~69 歳	(N=450) (N=437)
70歳以上	1 4. 9			70 歳以上	(N=437) (N=569)
年齢無回答	13.0			年齢無回答	(N=92)

犯罪被害者に関する人権上の問題点ついて年齢別に見ると、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」では、20~50代の年齢層で5割を超え、「報道によるプライバシーの公表や取材による私生活への介入」においても、30~50代の年齢層で5割を超えている。

「警察に相談しても、期待通りの結果が得られないこと」では、 $20\sim29$ 歳(39.5%)が他の年齢に比べ高くなっている。

図17-3 犯罪被害者に関する人権上の問題点(職業別)



わからない 0 20 40 60 80 全 体 8.4 16.7 農林業者 1 2.5 全体 (N=2, 293)漁業者 農林業者 (N=156)経営者、自営業者 6.0 漁業者 経営者・自営業者 (N=24)企業等の勤め人 3.2 (N=133)企業等の勤め人 (N=410)学校の教職員 1.7 学校の教職員 (N=59)医療等の関係者 1.7 医療等の関係者 (N=117) その他の公務員 3.4 その他の公務員 (N=58)他の専門職・自由業 3.0 他の専門職 ・自由業 (N=33)4.5 臨時職、パート 臨時職、パート (N=221)7.8 主婦(夫) 主婦(夫)学生 (N=374)学生 3.0 (N=33) その他 (N=571) その他 14.9 職業無回答 (N=104)職業無回答 11.5

犯罪被害者に関する人権上の問題点ついて職業別に見ると、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」では学校の教職員(61.0%)、学生(60.6%)、「報道によるプライバシーの公表や取材による私生活への介入」ではその他の公務員(63.8%)で6割を超えている。

また、「警察に相談しても、期待どおりの結果が得られないこと」では学生(42.4%)、「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること」では漁業者(41.7%)が4割を超えている。

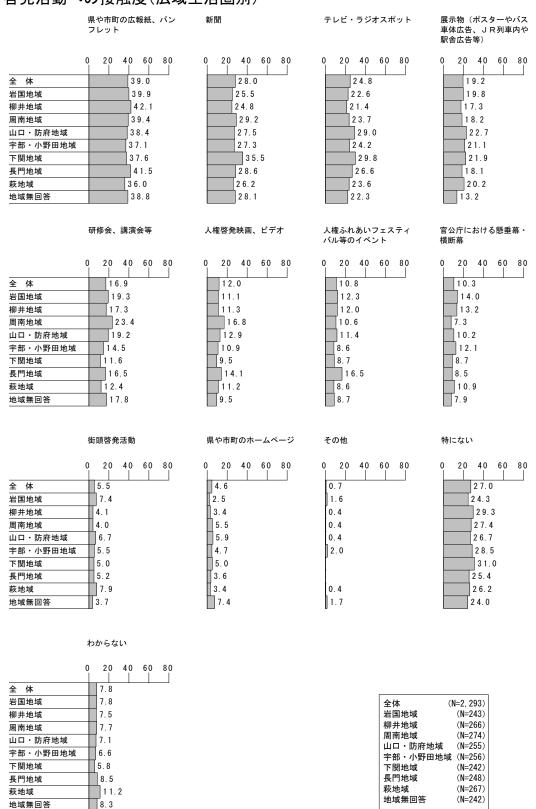
「刑事裁判手続きに、被害者の声が十分反映されるわけではないこと」では、その他の公務員が29.3%と他の職業に比べ高くなっている。

12 人権教育・啓発の取組

(1) 啓発活動への接触度

問18 山口県では、「山口県人権推進指針」に基づき、人権に関する施策を総合的に推進していますが、あなたは、これまでに県又は市町が実施した次のような行事(イベント・研修会等)に参加したり、人権問題に関連した記事等を見たり読んだりした経験がありますか。(✔はいくつでも)

図18-1 啓発活動への接触度(広域生活圏別)

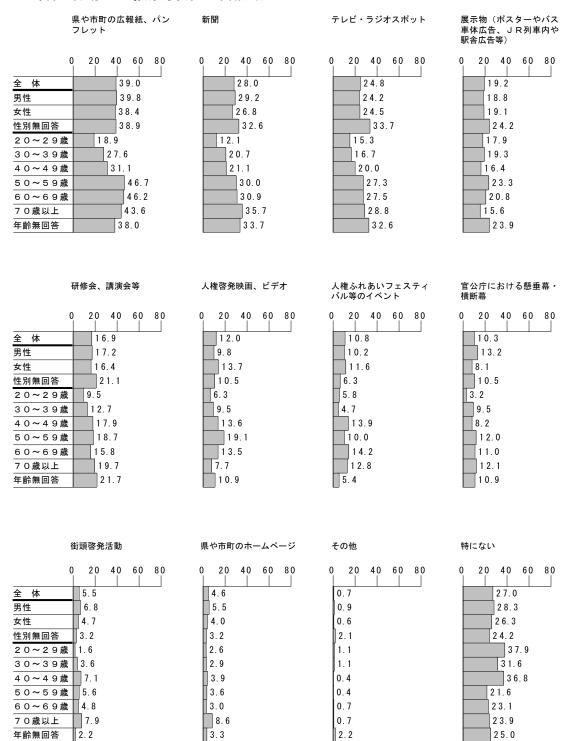


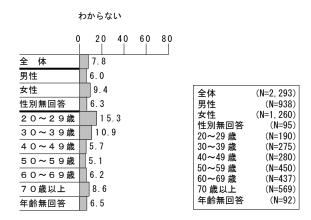
啓発活動への接触度については、「県や市町の広報紙、パンフレット」が 39.0%と最も高く、次いで「新聞」(28.0%)、「テレビ・ラジオスポット」(24.8%)の順となっており、「県や市のホームページ」は 4.6% と低くなっている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「県や市町の広報紙、パンフレット」との回答が最も高く、柳井地域(42.1%)、長門地域(41.5%)では4割を超えている。

「新聞」では下関地域 (35.5%)、「研修会、講演会等」では周南地域が他の広域生活圏に比べ高くなっている。

図18-2 啓発活動への接触度(性・年齢別)



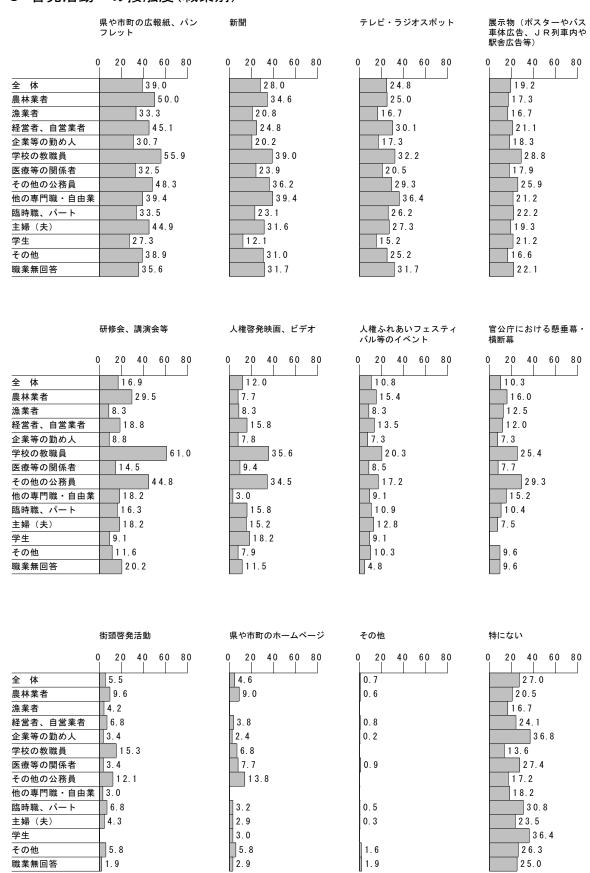


啓発活動への接触度について年齢別に見ると、「県や市町の広報紙、パンフレット」では、 $50\sim70$ 代の年齢層で4割を超えているのに対し、 $20\sim29$ 歳(18.9%)では2割に満たない。

また、「新聞」においても $50\sim70$ 代の年齢層が 3 割を超えているのに対し、 $20\sim29$ 歳(12.1%)では 1 割強となっている。

「人権啓発映画・ビデオ」では、50~59歳(19.1%)が他の年齢に比べ高くなっている。

図18-3 啓発活動への接触度(職業別)



	わからない	
	20 40 60 80	
全体	7.8	
農林業者	7.1	
漁業者	1 2. 5	全体 (N=2, 293)
経営者、自営業者	4.5	農林業者 (N=156)
企業等の勤め人	9.0	漁業者 (N=24) 経営者・自営業者 (N=133)
 学校の教職員	3.4	在当日・日呂末日 (N=133) 企業等の勤め人 (N=410)
医療等の関係者	7.7	学校の教職員 (N=59)
その他の公務員	3.4	医療等の関係者 (N=117)
他の専門職・自由業	6. 1	その他の公務員 (N=58) 他の専門職
臨時職、パート	9.0	•自由業 (N=33)
主婦 (夫)	5.6	臨時職、パート (N=221)
学生	6. 1	主婦(夫) (N=374) 学生 (N=33)
その他	1 0. 2	子至
職業無回答	6.7	職業無回答 (N=104)

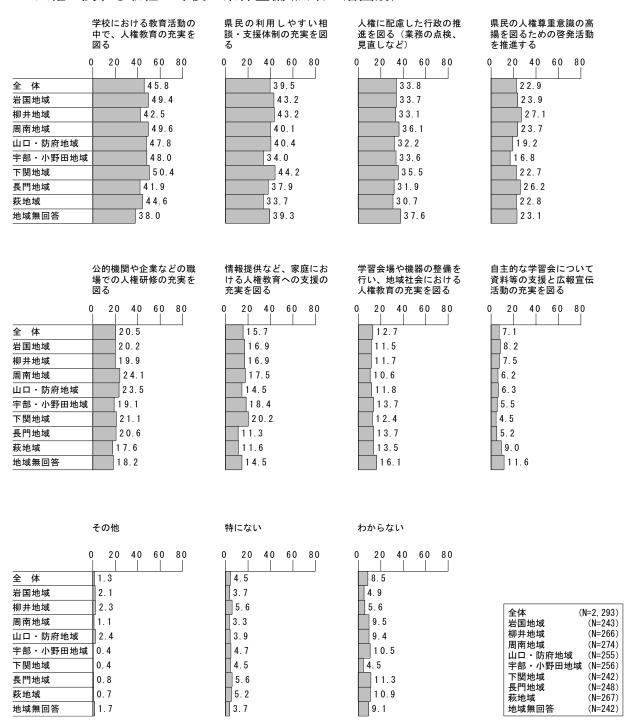
啓発活動への接触度について職業別に見ると、「県や市町の広報紙、パンフレット」では、学校の教職員(55.9%)、農林業者(50.0%)が5割を超えているのに対し、学生では27.3%と3割に満たない。また、「新聞」においても学生が12.1%と2割に満たず、他の職業に比べ低くなっている。

「研修会、講演会等」では、学校の職員(61.0%)が6割、その他の公務員(44.8%)が4割と高い割合となっており、「人権啓発映画、ビデオ」、「人権ふれあいフェスティバル等のイベント」、「官公庁における懸垂幕・横断幕」の項目においても他の職業に比べ高くなっている。

(2)人権に関する取組の今後の条件整備

問19 あなたは、今後、人権に関する取組として、どのような条件整備に力を入れていけばよいと思われますか。(**√**は3つまで)

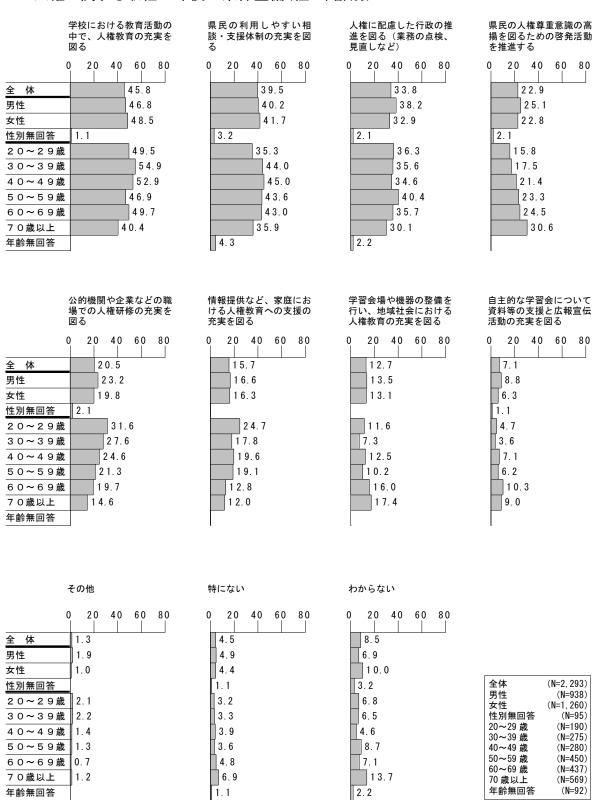
図19-1 人権に関する取組の今後の条件整備(広域生活圏別)



今後の人権に関する取組の条件整備としては、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」が 45.8%と最も高く、次いで「県民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」(39.5%)、「人権に配慮した行政の推進を図る(業務の点検、見直しなど)」(33.8%)の順となっており、いずれの項目も 3 割を超えているが、「公的機関や企業などの職場での人権研修の充実を図る」(20.5%)、「情報提供など、家庭における人権教育への支援の充実を図る」(15.7%) などの自主的な取組に関する項目は低い割合となっている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」との回答が4割を超えており、下関地域では50.4%と5割を超えている。また、「県民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」、「人権に配慮した行政の推進を図る(業務の点検、見直しなど)」においても、すべての広域生活圏で3割を超えている。

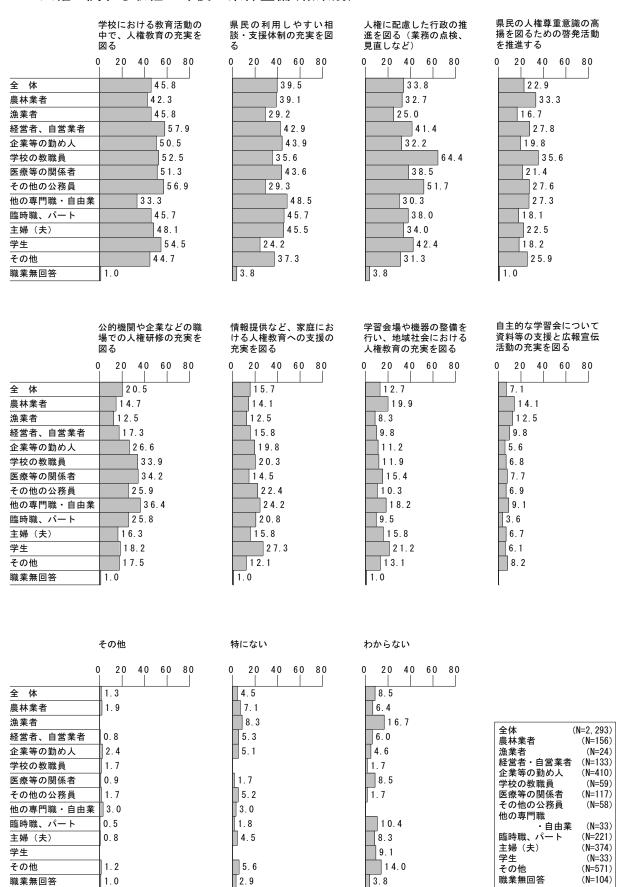
図19-2 人権に関する取組の今後の条件整備(性・年齢別)



人権に関する取組の今後の条件整備について年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」との回答が最も高く、 $30\sim39$ 歳 (54.9%)、 $40\sim49$ 歳 (52.9%)では5割を超えている。「県民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」では、 $20\sim29$ 歳 (35.3%)

が他の年齢に比べて低くなっているが、「公的機関や企業などの職場での人権研修の充実を図る」、「情報提供など、家庭における人権教育への支援の充実を図る」では、他の年齢に比べ高くなっている。「県民の人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動を推進する」では年齢が上がるにつれ、割合が高くなる傾向にある。

図19-3 人権に関する取組の今後の条件整備(職業別)



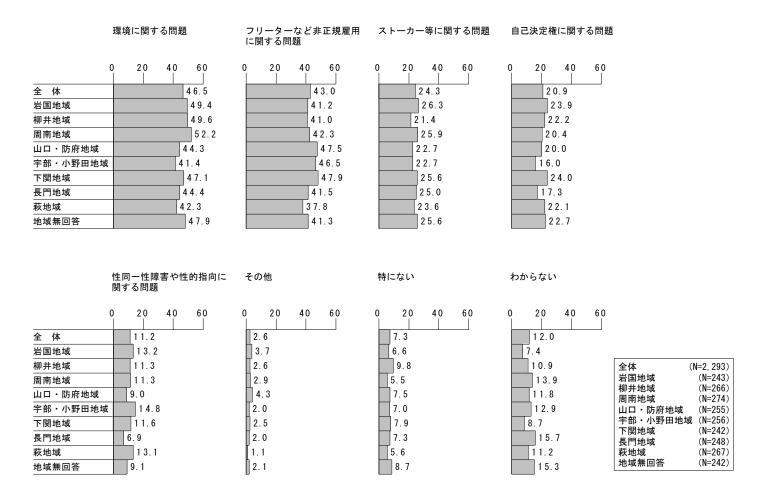
人権に関する取組の今後の条件整備について職業別に見ると、他の専門職・自由業を除くすべての職業で、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」が4割を超えている。

「人権に配慮した行政の推進を図る(業務の点検、見直しなど)」では、学校の教職員(64.4%)で6割を超え、その他の公務員(51.7%)でも5割を超えている。また、「県民の人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動を推進する」では学校の教職員(35.6%)、農林業者(33.3%)、「公的機関や企業などの職場での人権研修の充実を図る」では他の専門職・自由業(36.4%)、医療等の関係者(34.2%)、学校の教職員(33.9%)が3割を超え、他の職業に比べ高くなっている。

(3)今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題

問20 あなたは、人権に関わる課題として、今後、「山口県人権推進指針」にどのような問題を盛りこむ必要があると思われますか。(√はいくつでも)

図20-1 今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題(広域生活圏別)

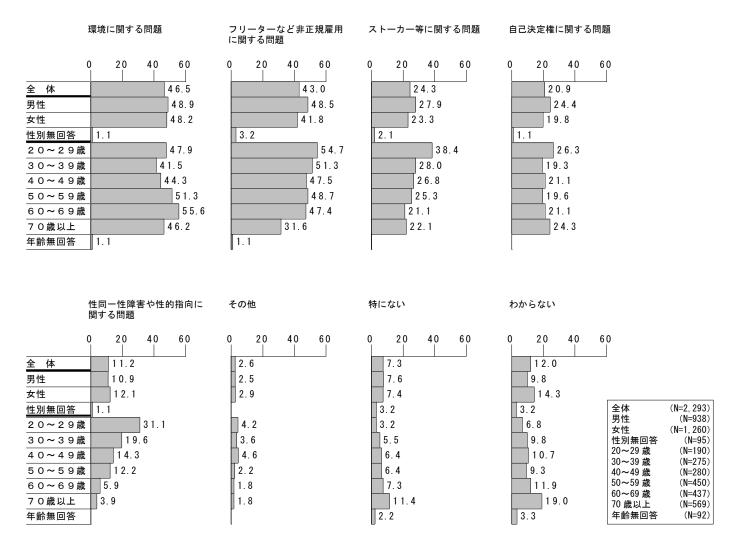


今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題については、「環境に関する問題」が 46.5% と最も高く、次いで「フリーターなど非正規雇用に関する問題」(43.0%)、「ストーカー等に関する問題」(24.3%)の順となっており、「性同一性障害や性的指向に関する問題」については、11.2% と1割程度となっている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「環境に関する問題」が4割を超えており、周南地域では52.2%と5割を超え、「フリーターなど非正規雇用に関する問題」では、萩地域を除

くすべての広域生活圏で4割、「ストーカー等に関する問題」では、すべての広域生活圏で2割を超えている。

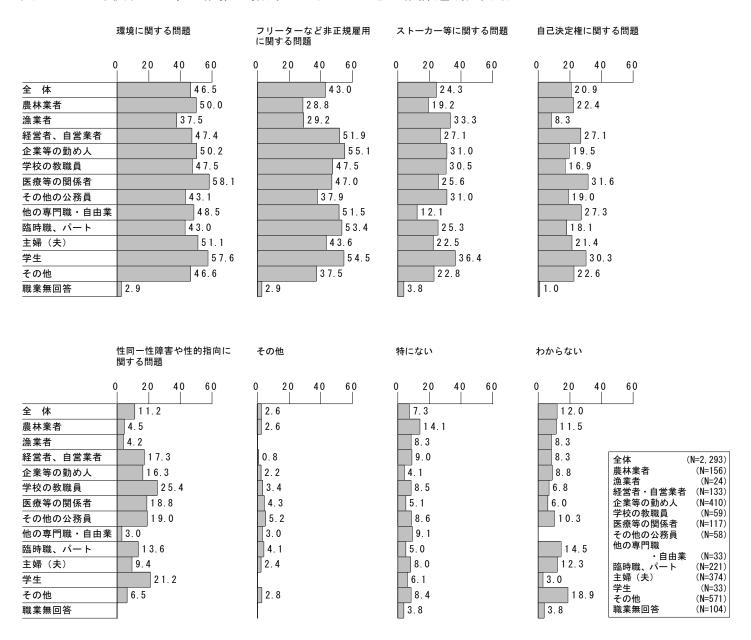
図20-2 今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題(性・年齢別)



今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題について年齢別に見ると、「環境に関する問題」では、50~60代、「フリーターなど非正規雇用に関する問題」では、20~30代の年齢層で5割を超えている。

「ストーカー等に関する問題」、「性同一性障害や性的指向に関する問題」では、20~29 歳が3割を超え、他の年齢に比べ高くなっている。

図20-3 今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題(職業別)



今後、山口県人権推進指針に盛り込むべき人権課題について職業別に見ると、「環境に関する問題」が、 医療等の関係者(58.1%)、学生(57.6%)で約6割となっているのに対し、漁業者では37.5%と4割に 満たない。

「フリーターなど非正規雇用に関する問題」では、漁業者(29.2%)、農林業者(28.8%)が他の職業に比べ低い割合となっている。「ストーカー等に関する問題」では学生(36.4%)、「自己決定権に関する問題」では医療等の関係者(31.6%)、学生(30.3%)、「性同一性障害や性的指向に関する問題」では学校の教職員(25.4%)が他の職業に比べ高くなっている。

「人権に関する県民意識調査」

皆様方には、平素から県政の推進に種々ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、平成14年(2002年)に「山口県人権推進指針」を策定し、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現」をめざして様々な取組を行っているところですが、このたび、人権に関する今後の取組を推進していく上での参考とさせていただくため、「人権に関する県民意識調査」を実施し、人権に関するご意見やご要望をお聞かせいただくこととしました。

この調査は、20歳以上の県内居住者の中から、4,000人を無作為に抽出し、そのお一人として、あなたにこの調査票をお送りさせていただきましたが、この調査は無記名で回答いただき、その結果はすべて統計的に処理されますので、**あなたのお名前や回答の内容が外部に漏れることは一切ありません。**

また、調査目的以外には一切使用しませんので、日頃のお考えを率直にご記入くださるようお願いします。

お忙しいところ、誠に恐縮ですが、この調査についてご理解いただき、何とぞご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

-山口県-

記入上のお願い

1 この調査票は、お送りした封筒に書かれてあるあて名のご本人が記入してください。(ご本人による記入が困難な場合は、御家族などがご本人から聞き取って代筆してくださるようご協力をお願いします。)

なお、筆記用具の種類は何でも結構ですが、蛍光ペンや薄い色の色鉛筆などは避けてください。

2 お答えは、あなたご自身の判断で記入し、あなたの考え、またはあなたの考えに 近いものにあてはまる番号の□に**√**をしてください。

なお、「その他(具体的に:)」とあるものを選んだ場合には、下線が引かれた場所に、その内容を記入してください。

もし、あなたのお考えに近い答えがない場合は、空欄のまま、次の質問に移ってください。

- 3 お答えの✔印の数(ご回答していただく数)は、各質問ごとに指示してあります。 なお、✔印の場所を間違った場合には消しゴムや×印などではっきりと消して、あら ためてお考えの箇所に✔印を付けてください。
 - 4 ご記入が終わりましたら、同封した返信用封筒にこの調査票を入れ、

9月30日 (火) までに投函してください。(切手は不要です。)

5 この調査の内容でわからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

問合わせ先:山口県環境生活部人権対策室

担 当:末 岡

2 0 8 3 - 9 3 3 - 2 8 1 0

【人権についての意識や考え方をおたずねします】

問1) あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。 (/ は1つ)
□ 1 知っている □ 2 知らない➡問2へお進みください
問1-2)【問1で「1知っている」を選んだ人のみ、お答えください。】 憲法で保障されている基本的人権のうち、あなたが日常生活の中で、特に 関心をもっているものはどれですか。(✔は3つまで)
□ 1 自由権(思想や学問の自由、信教の自由、言論や結社の自由、居住・移転・職業を選ぶ自由など) □ 2 平等権(法の下の平等、男女両性の平等、選挙権の平等) □ 3 生存権(健康で文化的な最低限度の生活を営む権利) □ 4 教育を受ける権利 □ 5 仕事に就いて働く権利 □ 6 働く人が、団結・団体交渉・団体行動する権利 □ 7 政治に参加する権利(選挙権、最高裁判所裁判官の国民審査など) □ 8 裁判を受ける権利 □ 9 その他(具体的に:) □ 10 わからない
問2) 山口県では、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の 推進など、人権に関する総合的な取組を推進するため、平成14年(2002年) 3月に「山口県人権推進指針」を策定し、これに基づき人権諸施策を推進していま すが、あなたはこの「山口県人権推進指針」を知っていますか。(✔は1つ)
□ 1 知っている □ 2 知らない➡問3へお進みください

問2-2)【問2で「1知っている」を選んだ人のみ、次の(1)と(2)にお答えください。】 (1) あなたが、山口県人権推進指針を知ったきっかけは何からですか。 (✔はいくつでも)
□ 1 研修会・講習会 □ 2 人権に関するイベント (人権フェスティバル等) □ 3 県・市町の広報紙 □ 4 県・市町のホームページ □ 5 その他 (具体的に:)
(2) 山口県人権推進指針について、どのように思いましたか。(√ は1つ)
□ 1 わかりやすい □ 2 共感できる □ 3 むずかしくてわかりにくい □ 4 もっと内容を充実すべき □ 5 その他(具体的に:)
問3)今の山口県は、人権が尊重された県になっていると思いますか。あなたの気持ち に一番近いものをお答えください。(✔は1つ)
□ 1 そう思う□ 2 どちらともいえない□ 3 そうは思わない□ 4 わからない
問4) あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。 (√ は1つ)
□ 1 ある□ 2 ない →問5へお進みください□ 3 わからない →問5へお進みください

	(√ はいくつでも)
□ 1	名誉き損、侮辱
\square 2	暴力・虐待(家庭内を含む)、脅迫、強要
□ 3	公的機関や企業、団体による不当な扱い
\Box 4	社会福祉施設での不当な扱い
\Box 5	警察官による不当な扱い(犯罪や不法行為のぬれぎぬなど)
□ 6	差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不当な扱い)
□ 7	地域や職場などでの仲間はずれ(他人からの悪口、かげ口など)
□ 8	セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為
□ 9	プライバシーの侵害
$\Box 10$	インターネットによる人権侵害
$\Box 11$	悪臭、騒音等の公害
$\Box 12$	その他(具体的に:)
$\Box 13$	
	なんとなく
□13 □14	
□14 (2) □ 1 □ 2 □ 3 □ 4 □ 5 □ 6 □ 7 □ 8	答えたくない そのとき、あなたはどうされましたか。(✔はいくつでも) 黙って我慢した 相手に抗議した 親、きょうだい、子どもや親戚に相談した 自治会の役員や民生委員へ相談した 親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した 法務局や人権擁護委員に相談した 県や市町村の担当部署に相談した 弁護士に相談した
□ 14 (2) □ 1 □ 2 □ 3 □ 4 □ 5 □ 6 □ 7 □ 8 □ 9	答えたくない そのとき、あなたはどうされましたか。(✔はいくつでも) 黙って我慢した 相手に抗議した 親、きょうだい、子どもや親戚に相談した 自治会の役員や民生委員へ相談した 親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した 決務局や人権擁護委員に相談した 県や市町村の担当部署に相談した 弁護士に相談した 警察へ相談した
□14 (2) □ 1 □ 2 □ 3 □ 4 □ 5 □ 6 □ 7 □ 8	答えたくない そのとき、あなたはどうされましたか。(✔はいくつでも) 黙って我慢した 相手に抗議した 親、きょうだい、子どもや親戚に相談した 自治会の役員や民生委員へ相談した 親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した 法務局や人権擁護委員に相談した 県や市町村の担当部署に相談した 弁護士に相談した

【女性の人権についておたずねします】

問5) あなたは、女性に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなこと ですか。(✔は3つまで)

□ 1 □ 2 □ 3 □ 4 □ 5 □ 6 □ 7	男女の固定的な役割分担意識 (「男は仕事、女は家事」など)をおしつけること職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇家庭内における配偶者に対する暴力 (酒に酔ってなぐるなど)職場におけるセクシャル・ハラスメント売春・買春(援助交際を含む)政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できない内容に関係なく女性の水着姿、裸体等を使用した広告・雑誌や写真、アダルト
□ 8 □ 9 □10 □11	(成人向け) ビデオ等 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと その他(具体的に:) 特にない わからない

【子どもの人権についておたずねします】

	あなたは、子どもに関することがらで、問題があると思われるのはどのようなこですか。(✓ は3つまで)
□ 1 □ 2	成績だけを気にかけている保護者がいること 食事や健康管理など、養育に本気で取り組まない保護者がいること
	大人(保護者)が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと 子どもの意見を受けとめないで自分の考えを押しつける大人(保護者)がいる こと
□ 5□ 6□ 7□ 8	大人が子どもを1つの人格をもった人間として認めないこと 子どもに有害な情報(暴力的な漫画、性描写の雑誌など)があること 子どもの間でいじめが行われていること メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと
□ 9 □10 □11	その他 (具体的に:) 特にない わからない

【高齢者の人権についておたずねします】

問7) あなたは、高齢者に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。 (**✓**は3つまで)

\Box 1	経済的に自立が困難なこと
\square 2	働ける能力を発揮する機会が少ないこと
\square 3	悪徳商法や財産侵害など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること
\Box 4	家庭において看護や介護をせずに、嫌がらせや虐待をすること
\Box 5	病院や養護施設において、嫌がらせや虐待をすること
\Box 6	高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること
□ 7	高齢者の意見や行動を尊重しないこと
□ 8	乗物、建物などでバリアフリー(高齢者や障害者などが、日常生活や社会生活を
	営む上でのさまざまな障害を取り除くこと)化が図られていないこと
□ 9	アパートなどへの入居が、高齢者というだけで制限されること
$\Box 10$	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと
$\Box 11$	その他(具体的に:)
$\Box 12$	特にない
$\Box 13$	わからない

【障害のある人の人権についておたずねします】

問8) あなたは、障害のある人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。 (✓は3つまで)

<i></i>	'L C C 9 N→。 (V (L O) J C ()	
□ 1	障害のある人や障害について人々の理解が不足していること	
\square 2	働ける場所や機会が少ないこと	
□ 3	就職、職場で不利な扱いを受けること	
\square 4	結婚問題で周囲が反対すること	
□ 5	差別的な言動をすること	
□ 6	悪徳商法や財産被害など障害者が被害者となる犯罪が増加していること	
□ 7	アパートなどへの入居が障害者というだけで制限されること	
□ 8	スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと	
□ 9	施設等の受入れ体制が十分でないこと	
□10	交通機関、道路、店舗、公園などの利用が不便なこと	
□11	一般社会や施設内において、いじめや虐待にあうこと	
$\Box 12$	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと	
□13	その他(具体的に:)	
□14	特にない	
□15	わからない	

【同和問題についておたずねします】

問9)山口県では、県民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発活動を推進していますが、あなたは、同和問題の解決に関して、現在、どのような問題があると思われますか。 (✔は2つまで)

\Box 1	偏見が残っていること	
\square 2	差別的言動をすること	
\square 3	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと	
\Box 4	結婚問題で周囲が反対すること	
□ 5	就職、職場で不利な扱いを受けること	
\Box 6	えせ同和行為があること	
□ 7	その他(具体的に:)
□ 8	特にない	
□ 9	わからない	

問10) あなたは、同和問題の解決に必要なことはどのようなことだと思われますか。 (\checkmark は2つまで)

	(* (6.2 * 6. 4)
□ 1	人権教育・啓発広報活動を推進する
\square 2	県民の利用しやすい人権相談支援体制を充実する
□ 3	えせ同和行為を排除する
□ 4	人権問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる
□ 5	その他(具体的に:)
□ 6	特にない
□ 7	わからない

【外国人の人権についておたずねします】

問11) あなたは、外国人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(\checkmark は3つまで)

□ 1	言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと(嫌がらせを受
	けること)
\square 2	住宅を容易に借りることができないこと
□ 3	言葉が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な
	情報が得にくいこと
\Box 4	結婚問題で周囲が反対すること
□ 5	就職、職場で不利な扱いを受けること
□ 6	選挙など、制度面での制約を受けること
□ 7	病院や公共施設等に外国語による表示が少ないこと
□ 8	じろじろ見られたり、避けられたりすること
□ 9	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと
□10	その他(具体的に:)
□11	特にない
$\Box 12$	わからない

【感染症患者等(HIV感染者・患者等)の人権についておたずねします】

問12) あなたは、感染症患者等(HIV感染者・患者等)についてのことがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(✔は3つまで)

□ 1	治療や入院を断ること	
	1,	
\square 2	治療による薬害の被害を被っていること	
□ 3	結婚問題で周囲が反対すること	
\Box 4	就職、職場で不利な扱いを受けること	
□ 5	無断でエイズ検査をすること	
□ 6	差別的な言動をすること	
□ 7	アパート等の入居を拒否すること	
□ 8	ホテル等での宿泊や飲食店への入店などを拒否すること	
□ 9	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと	
□10	その他(具体的に:)
□11	特にない	
$\Box 12$	わからない	
1		

【ハンセン病問題(ハンセン病患者・元患者等)についておたずねします】

問13) あなたは、ハンセン病問題(ハンセン病患者・元患者とその家族)についてのことがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(**✓**は2つまで)

□ 1	ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと
\square 2	差別的な言動をすること
□ 3	ふるさとへの帰郷の問題等地域社会での理解が十分でないこと
\Box 4	アパート等の入居を拒否すること
□ 5	ホテル等での宿泊や飲食店への入店などを拒否すること
□ 6	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと
□ 7	その他(具体的に:)
□ 8	特にない
□ 9	わからない

【罪や非行を犯した人の人権についておたずねします】

問14) あなたは、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会の一員として立ち直ろうとする場合、どのような問題があると思われますか。 (✓は2つまで)

_)とする場合、とのよりな問題がめると思われますが。 (✔は2つまで)
□ 1	更正した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること
\square 2	就職、職場で不利な扱いをすること
□ 3	アパート等の入居を拒否すること
\Box 4	結婚問題で周囲が反対すること
□ 5	じろじろ見られたり、避けられたりすること
□ 6	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと
□ 7	その他(具体的に:)
□ 8	特にない
□ 9	わからない

【その他の人権についておたずねします】

	あなたは、プライバシーの保護に関することがらで、問題があると思われるの どのようなことですか。 (✔は3つまで)
□ 1	個人情報の不正な取扱いや信用情報、顧客データー等を盗用・横流し・流出 (紛失) すること
\square 2	知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧 誘を受けること
	インターネットを介して大量の個人情報が流出する事件が多発していること インターネットの掲示板への書き込みや電子メールの書き込み
□ 5 □ 6	自分や家族のことについて、他人に言いふらされること 就職や結婚などの際に、企業や調査機関等から調査されること
□ 7 □ 8	役所への届出等で、直接関係のないことを書かされたり聞かれたりすること 公的機関や企業において、自分に関する情報や資料を見せてもらえないこと
□ 9 □10	事件や事故など関係者のプライベートな情報を公開すること その他(具体的に:)
	特にない わからない
にか	「インフォームド・コンセント」(治療の目的や内容を納得できるように患者説明し、了承を得て治療をすること。)が患者の権利として重視されています、、あなたがこれまでに受けた医療機関の対応は、次のうちどれに近いですか。(✔は1つ)
$\begin{array}{ c c c }\hline & 1\\ \hline & 2\\ \hline \end{array}$	本人又は家族に対して十分な説明を受けた 本人又は家族への説明がやや不十分であった
□ 3 □ 4	本人又は家族への説明に対して不満を感じた 特に説明を受けたことはない
□ 5 □ 6	その他(具体的に:) わからない、覚えていない

問17) あなたは、犯罪被害者についてのことがらで、問題があると思われるのはどの ようなことですか。 (✓は3つまで) □ 1 犯罪行為によって、精神的なショックを受けること □ 2 犯罪行為によって、経済的負担を受けること □ 3 事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること □ 4 警察に相談しても、期待どおりの結果が得られないこと □ 5 捜査や刑事裁判において、精神的負担を受けること □ 6 刑事裁判手続きに、必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと □ 7 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生 活の平穏が保てなくなること □ 8 犯罪被害者に対して、職場・同僚・学校関係者などの十分な理解が得られな □ 9 捜査機関からの犯罪に関する情報提供がなされないこと □10 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと □11 その他(具体的に: □12 特にない □13 わからない 【山口県の人権に関する取組についておたずねします】 問18) 山口県では、「山口県人権推進指針」に基づき、人権に関する施策を総合的に 推進していますが、あなたは、これまでに県又は市町が実施した次のような行事 (イベント・研修会等) に参加したり、人権問題に関連した記事等を見たり読ん だりした経験がありますか。(✔はいくつでも) □ 1 人権ふれあいフェスティバル等のイベント □ 2 研修会、講演会等 □ 3 県や市町の広報紙、パンフレット □ 4 新聞 □ 5 テレビ・ラジオスポット □ 6 人権啓発映画、ビデオ □ 7 街頭啓発活動 □ 8 展示物(ポスターやバス車体広告、JR列車内や駅舎広告等) □ 9 官公庁における懸垂幕・横断幕 □10 県や市町のホームページ □11 その他(具体的に: □12 特にない □13 わからない

		あなたは、今後、人権に関する取組として、どのような条件整備に力を入れていけばよいと思われますか。 (✓ は3つまで)
	1	県民の人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動を推進する(イベントや講演 会、映画会の開催など)
	2	人権に配慮した行政の推進を図る(人権尊重の視点からの業務の点検、見直し、 適正な情報公開など)
	3	公的機関や企業などの職場での人権研修の充実を図る
	4	学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る
	5	公民館などの学習会場や学習機器の整備を行い、地域社会における人権教育の 充実を図る
	6	相談機関等の情報提供など、家庭における人権教育への支援の充実を図る
	7	県民の自主的な人権学習会について、資料や文献、視聴覚教材等の支援と広報
		宣伝活動の充実を図る
	8	県民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る
	9	その他(具体的に:)
	10	特にない
	11	わからない
問 2	-	あなたは、人権に関わる課題として、今後、「山口県人権推進指針」にどのような問題を盛りこむ必要があると思われますか。 (✔はいくつでも)
] 1	うな問題を盛りこむ必要があると思われますか。 (✔はいくつでも) ストーカー等に関する問題
	1 2	っな問題を盛りこむ必要があると思われますか。 (✔はいくつでも) ストーカー等に関する問題 環境に関する問題
	1 2	うな問題を盛りこむ必要があると思われますか。 (✔はいくつでも) ストーカー等に関する問題
	1 2	うな問題を盛りこむ必要があると思われますか。 (✔はいくつでも) ストーカー等に関する問題 環境に関する問題 自己決定権(個人が自分の生き方などについて自由に決定する権利) に関する
] 1 2 3	うな問題を盛りこむ必要があると思われますか。 (✔はいくつでも) ストーカー等に関する問題 環境に関する問題 自己決定権(個人が自分の生き方などについて自由に決定する権利) に関する 問題
	1 2 3 3	っな問題を盛りこむ必要があると思われますか。 (✔はいくつでも) ストーカー等に関する問題 環境に関する問題 自己決定権(個人が自分の生き方などについて自由に決定する権利) に関する 問題 性同一性障害や性的指向に関する問題
	1 1 2 3 3 4 5 5	うな問題を盛りこむ必要があると思われますか。 (✔はいくつでも) ストーカー等に関する問題 環境に関する問題 自己決定権(個人が自分の生き方などについて自由に決定する権利) に関する 問題 性同一性障害や性的指向に関する問題 フリーターなど非正規雇用に関する問題 その他(具体的に:) 特にない
	1 1 2 3 3 4 5 5 6	うな問題を盛りこむ必要があると思われますか。 (✔はいくつでも) ストーカー等に関する問題 環境に関する問題 自己決定権(個人が自分の生き方などについて自由に決定する権利) に関する 問題 性同一性障害や性的指向に関する問題 フリーターなど非正規雇用に関する問題 その他(具体的に:) 特にない

		に、あなたご自身のことについておたずねします。今までお答えいただいた を統計的に集計・分析するために必要ですので、ご回答をお願いします。
0	あな	たの性別は(✔は1つ)
[$\begin{array}{ccc} \square & 1 \\ \square & 2 \end{array}$	男 女
0	あな	たの年齢は(平成20年(2008年)9月1日現在の満年齢)(✔は1つ)
[□ 1	20~29歳
[\square 2	30~39歳
[□ 3	40~49歳
[50~59歳
		60~69歳
Į l	<u> </u>	70歳以上
0	あな	たのご職業は(✔は1つ)
	□ 1	農林業者(家族従事者も含む)
]		漁業者(家族従事者も含む)
[企業の経営者・自営業者(家族従事者も含む)
[\Box 4	民間の企業や工場・商店などに勤める人
[□ 5	学校の教職員(大学・短大・専門学校・幼稚園・保育所を含む)
[\Box 6	医療・保健・福祉関係者(医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・介護福
		祉士など)
[学校・医療関係以外の公務員
	□ 8	その他の専門職・自由業(弁護士・公認会計士・宗教家・芸術家・各種師匠など)
[□ 9	臨時職員やパート等
[$\Box 10$	主婦(夫)(専ら家事・育児をしている人)
	$\Box 11$	学生
[$\Box 12$	その他(無職など、上記以外の人)

0	あな	たのお住まいは(平成20年(2008年)9月1日現在のま	3住まい) (✔は1	7
		下関市		1
'	$\exists 2$	宇部市		
[□ 3	山口市		
[\Box 4	萩市		
[□ 5	防府市		
	☐ 6	下松市		
	□ 7	岩国市		
[□ 8	光市		
	9	長門市		
	$\Box 10$	柳井市		
	$\Box 11$	美祢市		
	$\Box 12$	周南市		
	$\Box 13$	山陽小野田市		
	$\Box 14$	周防大島町		
	$\Box 15$	和木町		
	□ 16	上関町		
	$\Box 17$	田布施町		
	□18	平生町		
	□19	阿武町		
	□20	阿東町		

■自由意見欄

さまざまな人権問題について、日頃か 意見やご要望等何でも結構ですので、	ら考えておられること、また、県や市町に対してで 下記の欄に自由にお書きください。

~ 最後までご協力ありがとうございました ~

同封の返信用封筒にて

9月30日 (火) まで にご投函くださいますようお願いします。